

今帰仁村地域防災計画

資料編



令和6年3月修正

今帰仁村防災会議

目 次

【資料－1 条例等】	1
1-1 今帰仁村防災会議条例	1
1-2 今帰仁村災害対策本部条例	3
1-3 九州・山口9県災害時応援協定	4
1-4 九州・山口9県災害時応援協定実施要領	7
【資料－2 防災基準等】	10
2-1 予報・警報等の発表基準	10
2-2 気象庁震度階級関連解説表（平成21年3月31日改定）	17
2-3 災害時における情報及び被害状況等の広報	19
2-4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）	20
2-5 今帰仁村の避難場所・避難所	24
2-6 公共施設等 海抜表示一覧表	26
2-7 緊急輸送道路	27
2-8 緊急輸送港湾・漁港	29
【資料－3 様式】	30
3-1 災害報告様式及び記入要領等	30
3-2 自衛隊の災害派遣要請要求書様式	47
3-3 自衛隊の災害派遣撤収要請要求書様式	48
3-4 公用令書等の様式	49
3-5 車両通行止め	52
【資料－4 今帰仁村の現況】	55
4-1 気象	55
4-2 人口・世帯	57
4-3 災害の概況	59
4-4 土砂災害警戒区域等の指定状況	61
4-5 災害危険箇所・区域	63
4-6 津波災害警戒区域内等の要配慮者利用施設一覧	65
4-7 消防の概況	66
4-8 防災関係機関等の連絡先（番号）	72
4-9 今帰仁村の文化財	78
【資料－5 被害想定調査項目及び手法】	80
【資料－6 津波浸水予測図】	81

【資料一 1 条例等】

1-1 今帰仁村防災会議条例

昭和47年5月30日
条例第34号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、今帰仁村防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 今帰仁村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、村長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
- (2) 沖縄県の職員のうち村長が任命する者
- (3) 沖縄県警察の警察官のうちから村長が任命する者
- (4) 今帰仁村副村長、教育長、各課長及び主幹
- (5) 消防長及び消防団長
- (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者
- (7) その他村長が必要と認める者

6 前項第1号、第2号、第3号、第4号及び第7号の委員の定数は、それぞれ若干名とする。

7 第5項第6号及び第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、沖縄県の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、村長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年5月15日から適用する。

附 則(平成12年条例第1号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第19号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、公布の日から施行する。

《今帰仁村防災会議委員》

No.	条例の規定区分	機関名	職名	電話番号
1	第3条 第2項 会長	今帰仁村	村長	0980-56-2101
2	第3条 第5項 第2号 委員	沖縄県北部土木事務所	所長	0980-53-1255
3	第3条 第5項 第3号 委員	本部警察署	署長	0980-47-4110
4	第3条 第5項 第4号 委員	今帰仁村	副村長	0980-56-2101
5	〃	〃	教育長	0980-56-2645
6	〃	〃	会計管理者	0980-56-2199
7	〃	〃	総務課長	0980-56-2101
8	〃	〃	議会事務局長	0980-56-4397
9	〃	〃	企画財政課長	0980-56-2114
10	〃	〃	住民課長	0980-56-2102
11	〃	〃	健康づくり推進課長	0980-56-4189
12	〃	〃	福祉・こども課長	0980-56-2198
13	〃	〃	経済課長	0980-56-2256
14	〃	〃	建設課長	0980-56-2255
15	〃	〃	学校教育課長	0980-56-2645
16	〃	〃	社会教育課長	0980-56-2647
17	第3条 第5項 第5号 委員	本部町今帰仁村消防本部	消防長	0980-47-7119
18	〃	本今消防今帰仁分遣所	所長	0980-56-2151
19	〃	消防団	団長	0980-56-2151
20	第3条 第5項 第6号 委員	沖縄電力名護支店	支店長	0120-586-706
21	第3条 第5項 第7号 委員	今帰仁郵便局	局長	0980-56-2457

1-2 今帰仁村災害対策本部条例

昭和 47 年 5 月 30 日
条 例 第 21 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項の規定に基づき、今帰仁村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前3条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 47 年 5 月 15 日から適用する。

附 則(平成 12 年条例第 2 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

資料一 1 条例等

1-3 九州・山口9県災害時応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口9県」という。）並びに国内において、災害等が発生し、被災県独自では十分に災害等の応急対応や災害等からの復旧・復興に関する対策が実施できない場合において、九州・山口9県が効率的かつ効果的に被災県への応援を行うために必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「災害等」とは次に掲げる事象をいう。

- 一 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第一号に規定する災害
- 二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症のうち広域的な対応を必要とするもの。

(支援対策本部の設置)

第3条 本協定の円滑な運用を図るため、九州地方知事会に九州・山口9県被災地支援対策本部（以下「支援対策本部」という。）を置き、事務局は九州地方知事会会長県に置くものとする。

(支援対策本部の組織)

第4条 支援対策本部は、本部長、本部事務局長、本部事務局次長及び本部事務局員をもって組織する。

- 2 本部長は、九州地方知事会長をもって充てる。
- 3 本部長は、支援対策本部を統括し、これを代表する。
- 4 本部長は、必要に応じ九州・山口9県の知事に対して本部事務局員となる職員の派遣を求めることができる。
- 5 本部事務局の組織については、別に定めるものとする。
- 6 九州・山口9県は、支援対策本部との連絡調整のための総合連絡担当部局並びに第6条第一号イからトまで並びに第二号イ及びロに規定する応援の種類ごとの担当部局をあらかじめ定めるものとする。

(本部長の職務の代行)

第5条 本部長が被災等により職務を遂行できないときは、九州地方知事会副会長が本部長の職務を代行する。

- 2 本部長及び九州地方知事会副会長が被災等により職務を遂行できないときは、その他の知事が協議の上、本部長の職務を代行する知事を決定するものとする。
- 3 前2項及び5項の規定により本部長の職務が代行される場合は、前条第1項の規定にかかわらず、本部、事務局は職務を代行する知事の指定する職員をもって組織する。

(応援の種類)

第6条 応援の種類は、次のとおりとする。

- 一 第2条第一号に規定する事象に係るもの
 - イ 職員の派遣
 - ロ 食料、飲料水及び生活必需品の提供
 - ハ 避難施設及び住宅の提供
 - ニ 緊急輸送路及び輸送手段の確保
 - ホ 医療支援
 - ヘ 物資集積拠点の確保
 - ト 災害廃棄物の処理支援
 - チ その他応援のため必要な事項
- 二 第2条第二号に規定する事象に係るもの
 - イ 検体検査
 - ロ マスク、防護服等の医療資機材の提供
 - ハ その他応援のため必要な事項

(応援要請の手続)

第7条 応援を受けようとする被災県は、災害等の状況、応援を要請する地域及び必要とする応援の内容を明らかにして、本部長に応援を要請するものとする。

2 本部長は、災害等の実態に照らし、被災県からの速やかな応援の要請（以下「応援地域」という。）が困難と見込まれるときは、前項の規定による要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前項の規定による要請があつたものとみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、被災県は、隣接県等に個別に応援を要請することができる。

4 第1項及び第2項の規定による応援要請に係る手続等の細目は、前条第一号イからトまで並びに第二号イ及びロに規定する応援の種類ごとに別に定める。

（応援の実施）

第8条 本部長は、前条第1項により応援要請があつた場合又は前条第2項の規定により必要な応援を行う場合は、被災県以外の九州・山口各県に対し、応援する地域の割当て又は応援内容の調整を行うものとする。

2 応援地域を割り当てられた県（以下「応援担当県」という。）は、当該地域において応援すべき内容を調査し、必要な応援を実施するものとする。ただし、第2条第2号に係る応援については、この限りではない。

3 応援担当県は、応援地域への応援の状況を本部長に随時報告するものとし、本部長は報告に基づき、各応援担当県間の応援内容の調整を行うものとする。

4 第1項の規定による応援地域の割当ては、各県が行う自主的な応援を妨げるものではない。

5 前条第3項の規定による個別の応援を実施する各県は、第6-5条第一号イからトまで並びに第二号イ及びロに規定する応援の種類ごとに応援を実施するものとし、応援の状況を本部長に随時報告するものとする。

（他の圏域の災害への対応）

第9条 全国知事会及び他のブロック知事会等に属する被災県からの応援要請については、支援対策本部において総合調整を行う。

（経費の負担）

第10条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災県の負担とする。

2 応援を受けた被災県が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた被災県から要請があつた場合には、応援担当県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

（平常時の事務）

第11条 支援対策本部は、他の条項において定めるもののほか、次の各号に掲げる事務を行う。

一 各県における関係部局の連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料をとりまとめて 保管するとともに、各県からの連絡により、それらを更新し、各県へ提供すること。

二 各県間の会合の開催等により、情報及び資料の交換等を主宰すること。

三 情報伝達訓練等防災訓練の実施に関すること。

四 他の広域防災応援協定の幹事県等との情報交換等を行うこと。

五 前各号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要な事務に関すること。

2 各県の担当部局は、年1回、応援の実施のため必要な事項を相互に確認し、各県内の関係機関に必要な情報を提供するものとする。

（補則）

第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定める。

2 この協定は、各県が個別に締結する災害、感染症等に係る相互応援協定を妨げるものではない。

附則

1 この協定は、平成23年10月31日から適用する。

2 九州・山口9県災害時相互応援協定は、廃止する。

3 九州・山口9県被災地支援対策本部設置要領は、廃止する。

附則

1 この協定は、平成29年10月31日から適用する。

資料一 条例等

2 平成23年10月31日に締結された協定は、廃止する。

附則

1 この協定は、令和2年4月24から適用する。

2 平成29年10月31日に締結された協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、各県知事記名押印のうえ、各1通を保管する。

令和2年4月24日

福岡県知事 小川 洋

佐賀県知事 山口 義祥

長崎県知事 中村 法道

熊本県知事 蒲島 郁夫

大分県知事 広瀬 勝貞

宮崎県知事 河野 俊嗣

鹿児島県知事 三反園 訓

沖縄県知事 玉城 デニー

山口県知事 村岡 嗣政

1-4 九州・山口9県災害時応援協定実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、九州・山口9県災害時応援協定（以下「協定」という。）の実施に必要な総括的事項を定めるものとする。

(支援対策本部事務局の組織及び業務)

第2条 協定第3条第5項の規定に基づき定める支援対策本部事務局の組織は次のとおりとする。

- 一 本部事務局長は、九州地方知事会事務局長をもって充てる。
 - 二 本部事務局次長は、九州地方知事会会長県審議監（総務、防災担当）をもって充てる。
 - 三 本部事務局員は、九州地方知事会事務局職員並びに九州地方知事会会長県の防災担当課等職員及び必要に応じて協定第1条に規定する九州・山口9県（被災県以外の県とする。）から派遣される職員をもって充てる。
- 2 事務局の業務は、協定第10条第1項に定める事務のほか、次のとおりとする。
 - 一 支援対策本部の庶務に関すること。
 - 二 被災情報の収集と各県への提供に関すること。
 - 三 応援担当県の割当てに関すること。
 - 四 応援情報の集約及び各県の応援調整に係ること。
 - 五 全国知事会、他のブロック知事会等との調整に関すること。
 - 六 広報に関すること。
 - 七 その他応援に必要な業務に関すること。
 - 3 協定第4条により、本部長の職務の代行がなされた場合の事務局は、職務を代行する知事が別に定めるものとする。

(各県の総合連絡担当部局)

第3条 協定第3条第6項の規定に基づき定める支援対策本部との連絡調整のための各県の総合連絡担当部局は別表のとおりとする。

(応援要請に係る手続等)

第4条 協定第6条各項（第2項を除く。）の規定に基づく応援の要請は、原則として各県の総合連絡担当部局を通じて、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがない場合は、電話等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

- 2 被災県は、協定第5条第6号に規定する事項について応援を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして要請を行うものとする。
 - 一 協定第5条第2号から第5号までの応援以外に係る物資の提供、資機材の貸与等（以下「その他の物的応援」という。）を要請しようとする場合にあっては、応援を要請する地域、必要とする物資、資機材等の種類、数量、搬入時期、場所及び輸送手段
 - 二 その他の物的応援以外の応援を要請しようとする場合にあっては、応援を要請する地域及び必要とする応援の具体的な内容

資料一 条例等

(応援地域の割当て)

- 第5条 協定第7条第1項により応援担当県を割り当てる場合は、各県に対し応援の意向を聴取するものとする。
- 2 支援対策本部は、各県の意向を踏まえて応援地域の割当てを行い、その結果を応援地域を割り当てられた県（以下「応援担当県」という。）及びそれ以外の県に対し通知するものとする。
- 3 応援の相手方は被災県とし、応援地域は、当該被災県の全域又は市町村ブロック圏域を対象とする。
- 4 協定第7条第1項による応援内容の調整を行うときは、被災県からの応援要請の内容を速やかに被災県以外の九州・山口各県に通報し、実施しようとする応援内容を取りまとめ、被災県に通知するものとする。

(応援担当県等による応援)

- 第6条 応援担当県は、割り当てられた応援担当地域の応援すべき内容を把握し、基本的に応援担当県で完結して応援を実施する。
- 2 前項の規定による応援の実施のため、応援担当県は、応援地域に連絡員の派遣、現地応援事務所の設置等を行い、応援すべき内容の把握に努めるものとする。
- 3 応援担当県の応援及び協定第7条第5項の規定による応援の実施は、別に定める応援種類ごとの実施細目によるものとする。
- 4 応援担当県は、自ら完結して応援を行えない場合は、支援対策本部に対し応援内容の調整を依頼することができる。

(経費の負担基準)

- 第7条 協定第9条第1項の規定に基づき応援を受けた県が負担すべき経費の基準は、次の各号に定めるところによる。

一 職員の派遣に係る次の経費

- ア 応援をした県が定める規程により算定した応援に係る職員の旅費の額及び諸手当の額
イ その他応援を受けた県と応援をした県が協議して定めた経費

二 提供を受けた物資の購入費及び輸送費

三 貸与を受けた資機材の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

四 提供を受けた施設の借上料（被災者が負担すべきものを除く。）

五 前各号に係る応援以外の応援を受けた場合にあっては、当該応援に要した経費

- 2 協定第9条第2項の規定に基づき応援をした県が応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、前項の基準により算定した額を応援を受けた県に請求するものとする。この場合において、両県が前項の基準により難いと認めるときは、別に協議の上前項の基準によることなく負担関係を定めることができる。

(職員の公務災害補償)

- 第8条 応援した県の職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成23年10月31日から施行する。
- 2 九州・山口9県災害時相互応援協定運営要領は、廃止する。

別表 各県の総合連絡担当部局

福	岡	県	総務部消防防災課
佐	賀	県	統括本部消防防災課
長	崎	県	危機管理監危機管理課
熊	本	県	知事公室危機管理防災課
大	分	県	生活環境部防災危機管理課
宮	崎	県	総務部危機管理局危機管理課
鹿	児	島	危機管理局危機管理防災課
沖	繩	県	知事公室防災危機管理課
山	口	県	総務部防災危機管理課

【資料-2 防災基準等】

2-1 予報・警報等の発表基準

(1) 沖縄気象台管内 警報・注意報発表基準一覧表（令和5年6月8日現在）

発表官署 沖縄気象台				
今帰仁村	府県予報区	沖縄本島地方		
	一次細分区域	本島北部		
	市町村等をまとめた地域	名護地区		
警報	大雨	表面雨量指數基準	15	
	(漫水害) (土砂災害)	土壤雨量指數基準	166	
	洪水	流域雨量指數基準	大井川流域=8.2	
		複合基準 ¹⁾	大井川流域=(10, 7.3)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
		暴風	平均風速	陸上
			東シナ海側	25m/s
	暴風雪	平均風速		
	大雪	降雪の深さ		
	波浪	有義波高	6.0m	
高潮	潮位	2.0m		
注意報	大雨	表面雨量指數基準	11	
		土壤雨量指數基準	116	
	洪水	流域雨量指數基準	大井川流域=6.5	
		複合基準 ¹⁾	大井川流域=(9, 6.5)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
		強風	平均風速	陸上
			東シナ海側	15m/s
	風雪	平均風速		
	大雪	降雪の深さ		
	波浪	有義波高	2.5m	
	高潮	潮位	1.3m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			東シナ海側	500m
	乾燥	最小湿度50%で、実効湿度60%		
	なだれ			
低温	最低気温5°C以下			
霜	最低気温5°C以下			
着氷・着雪				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm		

¹⁾(表面雨量指數、流域雨量指數)の組み合わせによる基準値を表しています。

(2) 水防警報

被代替注意・警報	代替注意・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
〃 気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
〃 津波注意報	津波注意報
〃 津波警報	津波警報又は津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)
〃 高潮注意報	高潮注意報
〃 高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
〃 洪水注意報	洪水注意報
〃 洪水警報	洪水警報

(3) 地震情報等の種類及び発表基準

気象庁は、次の地震情報を発表する。

地震情報の種類、発表基準と内容

情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を附加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部など、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 (国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね30分以内に発表*1。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

*1 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。

(4) 津波警報等の種類及び発表基準

1) 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3m以上である場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超えて、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し、小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

※津波警報・注意報と避難のポイント

- 震源が陸地に近いと津波警報・注意報が津波の襲来に間に合わないことがある。強い揺れや弱くても長い揺れを感じたときは、すぐに避難を開始する。
- 津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがある。直ちにできる限りの避難をする。
- 津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合がある。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難する。
- 津波は長い時間くり返し襲ってくる。津波警報・注意報が解除されるまでは、避難を続ける。

2) 津波情報

津波情報の種類と発表内容

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻(※1)や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表)を発表
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報(※2)	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報(※3)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

(※1) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(※2) 津波観測に関する情報の発表内容について

○沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

○最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(※3) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

○沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。

○最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

資料-2 防災基準等

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報を発表中	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

※津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

○津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

○津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

○津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

○津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

○場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

○津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

○津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

3) 津波予報区

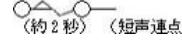
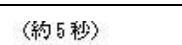
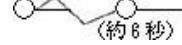
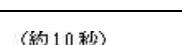
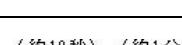
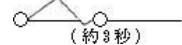
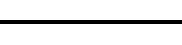
村の予報区は、以下のとおりである。

津波予報区	津波予報担当気象官署
沖縄本島地方	気象庁本庁

4) 津波警報及び津波注意報の標識

津波警報及び津波注意報の標識は、以下のとおりである。

津波警報・注意報の標識

標識の種類	鐘 音	サイレン音	備 考
大津波警報	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点) 	
津波警報	(2点) 	(約5秒)  (約6秒) 	
津波注意報	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒) 	「ツナミナシ」の津波注意報を行った場合は、標識を用いない。
津波注意報 及び 津波警報解除	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒) 	

注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。

(5) 火災予防上の火災警報発令基準

- ① 実効湿度 60%以下であって、最小湿度が 50%以下となり、最大風速 10m 以上の見込みのとき。
- ② 平均風力発電 15m 以上の風が、1 時間以上連續して吹く見込みのとき。
(降雨中は通報しないこともある。)

(6) 気象庁特別警報の発表基準

特別警報の発表基準は、以下のとおりである。

1) 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基 準	
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高 潮		高潮になると予想される場合
波 浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をする。

資料-2 防災基準等

① 雨に関する今帰仁村の50年に一度の値（令和4年3月24日）

地 域					50年に一度の値			警報基準
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	R48	R03	SWI	SWI
沖縄県	沖縄本島地方	本島北部	名護地区	今帰仁村	611	177	308	166

注1) 略語の意味は右のとおり。R48: 48時間降水量 (mm) 、R03: 3時間降水量 (mm) 、

SWI: 土壌雨量指数 (Soil Water Index) 。

各市町村の警報基準については、気象庁HPに掲載されている。

(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/ki_jun/index.html)

② 台風等を要因とする特別警報の指標

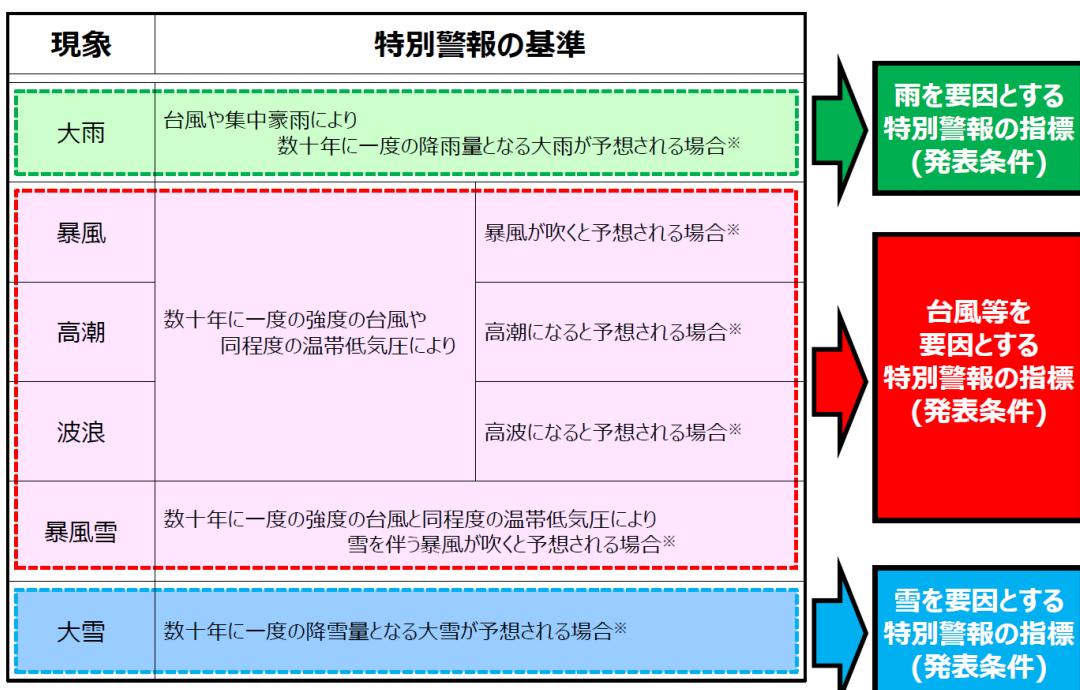
沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hpa 以下、風速 60m/s 以上とする。

現象の種類	基 準
津 波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域) *を特別警報に位置づける)
地 震 (地震動)	震度6弱以上又は長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上又は長周期地震動階級4)を特別警報に位置づける)

注1) 「*」噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報(居住地域)」(噴火警戒レベル4または5)を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報(居住地域)」(キーワード: 居住地域厳重警戒)を特別警報に位置づけている。

2) 特別警報の発表基準

○ 各基準と指標(発表条件)との関係



*: 過去の災害事例に照らして、指標(土壤雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断します。

2-2 気象庁震度階級関連解説表（平成21年3月31日改定）

（1）使用にあたっての留意事項

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなったりした場合には変更します。
6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めるなどを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

7. ※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

(2) 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路上に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかりないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

2-3 災害時における情報及び被害状況等の広報

種類	時期	内容
警戒段階	台風等が接近し、大雨や洪水が予想される時期	① 用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置 ② 台風・気象情報 ③ 水位情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等） ④ 警報 ⑤ 災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等） ⑥ 被災状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等） ⑦ 道路・交通状況（渋滞、通行規制等） ⑧ 公共交通機関の運行状況 ⑨ ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等） ⑩ 避難情報（準備情報）
初動段階	暴風、浸水、土砂災害が予測される時期	① 避難情報（避難指示とその理由、避難所等）
応急段階	暴風、浸水、土砂災害等が収束した時期	① ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等） ② 医療機関の状況 ③ 感染症対策活動の実施状況 ④ 食料、生活必需品の供給予定 ⑤ 災害相談窓口の設置状況 ⑥ その他住民や事業所のとるべき措置

2-4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）

(令和5年6月現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (災害救助法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。（ホテル・旅館の利用額は@7,000円（食費込・税込）／泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。）
避難所の設置 (災害救助法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害救助法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかつたと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、災害救助法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費 ○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から20日以内着工 災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内 1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月~9月)冬季(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに 加算	
		全壊 全焼 流失	夏 冬	19,200 31,800	24,600 41,100	36,500 57,200	43,600 66,900	55,200 84,300	8,000 11,600
		半壊 半焼 床上浸水	夏 冬	6,300 10,100	8,400 13,200	12,600 18,800	15,400 22,300	19,400 28,100	2,700 3,700
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班等使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者・協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上					
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり 50,000円以内	災害発生の日から10日以内						
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 (災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内)						

資料-2 防災基準等

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800円 中学生生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 219,100円以内 小人（12歳未満） 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり、3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1 体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（災害救助法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（災害救助法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（災害救助法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（災害救助法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、災害救助法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超える部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超える部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超える部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超える部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超える部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

2-5 今帰仁村の避難場所・避難所

No.	施設名称	収容人数	指定 避難所	指定緊急 避難場所	災害種別			
					地震	津波	高潮	土砂
1	旧兼次幼稚園	132		○		○	○	○
2	兼次小学校（体育館）	541	○	○	○	○	○	○
3	兼次構造改善センター	70	○	○	○	○	○	○
4	諸志公民館	87	○	○		○	○	○
5	与那嶺構造改善センター	74		○	○	○	○	○
6	仲尾次構造改善センター	95	○	○	○	○	○	○
7	崎山公民館	120	○	○	○	○	○	○
8	村総合運動公園（体育館等）	1,382	○	○	○	○	○	○
9	村歴史文化センター	—	○	○	○	○	○	○
10	県立北山高等学校	—	○	○	○	○	○	○
11	平敷公民館	95		○		○	○	○
12	越地公民館	55		○		○	○	○
13	認定こども園みらい	1,587	○	○	○	○	○	○
14	今帰仁小学校（体育館）	575	○	○	○	○	○	○
15	旧今帰仁幼稚園	203	○	○		○	○	○
16	謝名女性若者等活動促進施設	78	○	○	○	○	○	○
17	今帰仁中学校（体育館）	689	○	○	○	○	○	○
18	仲宗根公民館	145	○	○	○	○	○	○
19	今帰仁村コミュニティセンター	844	○	○	○	○	○	○
20	村中央公民館	884		○		○	○	○
21	今帰仁村保健センター	309	○	○	○	○	○	○
22	今帰仁保育所	145	○	○	○	○	○	○
23	渡喜仁地域総合施設	93	○	○	○	○	○	○
24	運天構造改善センター	102	○	○	○	○	○	○
25	地域活動拠点活性化施設（上運天区）	181	○	○	○	○	○	○
26	地域活動拠点活性化施設（玉城区）	139	○	○	○	○	○	○
27	勢理客公民館	93		○		○	○	○
28	天底小学校（体育館）	483	○	○	○	○	○	○
29	旧天底幼稚園	132		○		○	○	○
30	天底公民館	143		○		○	○	○
31	吳我山女性若者等活動促進施設	77	○	○	○	○	○	○
32	湧川集落センター	169	○	○	○	○	○	○
33	古宇利オーシャンタワー	489	○	○	○	○	○	○
34	ロワジールテラス＆ヴィラズ古宇利	1,524	○	○	○	○	○	○
35	諸志農村公園	—		○		○	○	
36	与那嶺農村公園	—		○		○	○	○
37	仲尾次農村公園	—		○		○	○	○
38	崎山農村公園	—		○		○	○	○
39	越地農村公園	—		○		○	○	○
40	仲宗根農村公園	—		○		○	○	○
41	仲宗根地区公園	—		○		○	○	○
42	渡喜仁農村公園	—		○		○	○	○

No.	施設名称	収容人数	指定 避難所	指定緊急 避難場所	災害種別			
					地震	津波	高潮	土砂
43	上運天農村公園	—		○		○	○	○
44	玉城農村公園	—		○		○	○	○
45	勢理客農村公園	—		○		○	○	○
46	湧川農村公園	—		○		○	○	○
47	アマジヤフバル農村公園	—		○		○	○	○
48	今帰仁村役場	200	○	○	○	○	○	○

●指 定 避 難 所：災害の危険があり避難した住民等が、災害の危険がなくなるまで必要な期間滞在し、又は災害により自宅に戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを想定した施設

●指定緊急避難場所：災害時の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所

2-6 公共施設等 海抜表示一覧表

施設名	海抜 (m)	施設名	海抜 (m)
今泊公民館	4.0	仲宗根保育所	4.5
兼次構造改善センター	17.7	兼次幼稚園	13.2
諸志公民館	13.1	今帰仁幼稚園	16.9
与那嶺構造改善センター	10.6	天底幼稚園	55.2
仲尾次構造改善センター	12.6	旧湧川幼稚園	35.2
崎山公民館	17.9	旧古宇利幼稚園	47.9
平敷公民館	22.3	村社会福祉協議会	4.1
越地公民館	21.6	兼次小学校	12.2
謝名女性若者等活動促進施設	24.0	今帰仁小学校	21.9
仲宗根公民館	10.8	天底小学校	54.7
玉城区公民館	23.4	旧湧川小中学校	36.6
吳我山女性若者等活動促進施設	51.0	旧古宇利小学校	47.9
湧川集落センター	23.0	村中央公民館	8.2
天底公民館	57.1	今帰仁中学校	15.8
勢理客公民館	27.1	県立北山高等学校	24.5
渡喜仁地域総合施設	28.2	村総合運動公園	35.1
上運天区公民館	11.5	今帰仁村役場	8.6
運天構造改善センター	28.3	本今消防今帰仁分遣所	21.1
古宇利農村環境改善サブセンター	2.4	今帰仁交番	3.0
仲尾次保育所	9.6	運天駐在所	3.8
中央保育所	20.5	今帰仁の駅そ～れ	10.6
今帰仁保育所	4.1	今帰仁村グスク交流センター	81.8

2-7 緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路（本島のみを抜粋）

道路種別	路線名	区間
高速道路	沖縄自動車道	許田 IC～那覇 IC
高速道路	那覇空港自動車道	名嘉地 IC～西原 JCT
国道（指）	国道 58 号	名護市宮里 4 丁目（北）～恩納村瀬良垣、恩納村山田～那覇市奥武山町
国道（指）	国道 332 号	那覇市字鏡水～那覇空港
国道（指）	国道 58 号那覇西道路	那覇市若狭～那覇市鏡水
国道（指外）	国道 449 号	本部町瀬底大橋～名護市安和
国道（指外）	国道 449 号名護 BP	名護市安和～名護市宮里 4 丁目（北）
主要地方道	沖縄北谷線	沖縄市山内～北谷町国体道路入口
主要地方道	石川仲泊線	うるま市赤崎 1 丁目～恩納村仲泊
主要地方道	那覇糸満線	那覇市安謝～那覇市上間
主要地方道	沖縄環状線	沖縄市山内～沖縄市比屋根
一般県道	県道 20 号線	沖縄市高原～沖縄市上地
一般県道	県道 42 号線	沖縄県庁南口～那覇市久茂地
一般県道	具志川沖縄線	うるま市前原～うるま市豊原
一般県道	那覇空港線	那覇空港～那覇市安次嶺
市町村道	那覇市道（天久安里線）	那覇市上之屋～おもろまち
市町村道	那覇市道（久米若狭線）	那覇市若狭～那覇市久茂地
市町村道	沖縄市道（松本団地西側線）	沖縄市美原 1 丁目～沖縄市美原 4 丁目
港湾道路	臨港道路港湾 1 号線	那覇ふ頭～那覇市曙
港湾道路	臨港道路港湾 2 号線	新港ふ頭～那覇市安謝
港湾道路	臨港道路那覇 1 号線	那覇ふ頭～那覇市明治橋
港湾道路	臨港道路浦添ふ頭地区 2 号線	浦添市西洲
港湾道路	臨港道路浦添ふ頭地区 3 号線	浦添市西洲
港湾道路	臨港道路若狭 1 号線	那覇市若狭
港湾道路	臨港道路若狭 2 号線	那覇市若狭～那覇クルーズターミナル
港湾道路	臨港道路新港 2 号線	新港ふ頭地区
港湾道路	臨港道路 1 号線	中城港湾新港地区
港湾道路	臨港道路 3 号線	中城港湾新港地区
港湾道路	臨港道路 6 号線	中城港湾新港地区
港湾道路	臨港道路 7 号線	中城港湾新港地区

出典：緊急輸送道路ネットワーク計画（平成 31 年 2 月沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会）

第2次緊急輸送道路

道路種別	路線名	区間
国道（指）	国道 58 号	国頭村奥～名護市宮里 4 丁目（北）
国道（指）	国道 58 号名護東道路	名護市伊佐川～字世富慶
国道（指外）	国道 449 号	本部町浦崎～瀬底大橋
国道（指外）	国道 505 号	本部町浦崎～名護市仲尾次（北）
主要地方道	名護宜野座線	名護市許田～宜野座村松田、名護市城 1 丁目～名護市吳我
主要地方道	名護運天港線	名護市中山～運天港
主要地方道	名護運天港線（計画）	今帰仁村仲宗根
主要地方道	名護本部線	名護市白銀橋（東）～本部町本部大橋（北）・北部合同庁舎前～大西（南）
主要地方道	本部循環線	名護市大南

資料-2 防災基準等

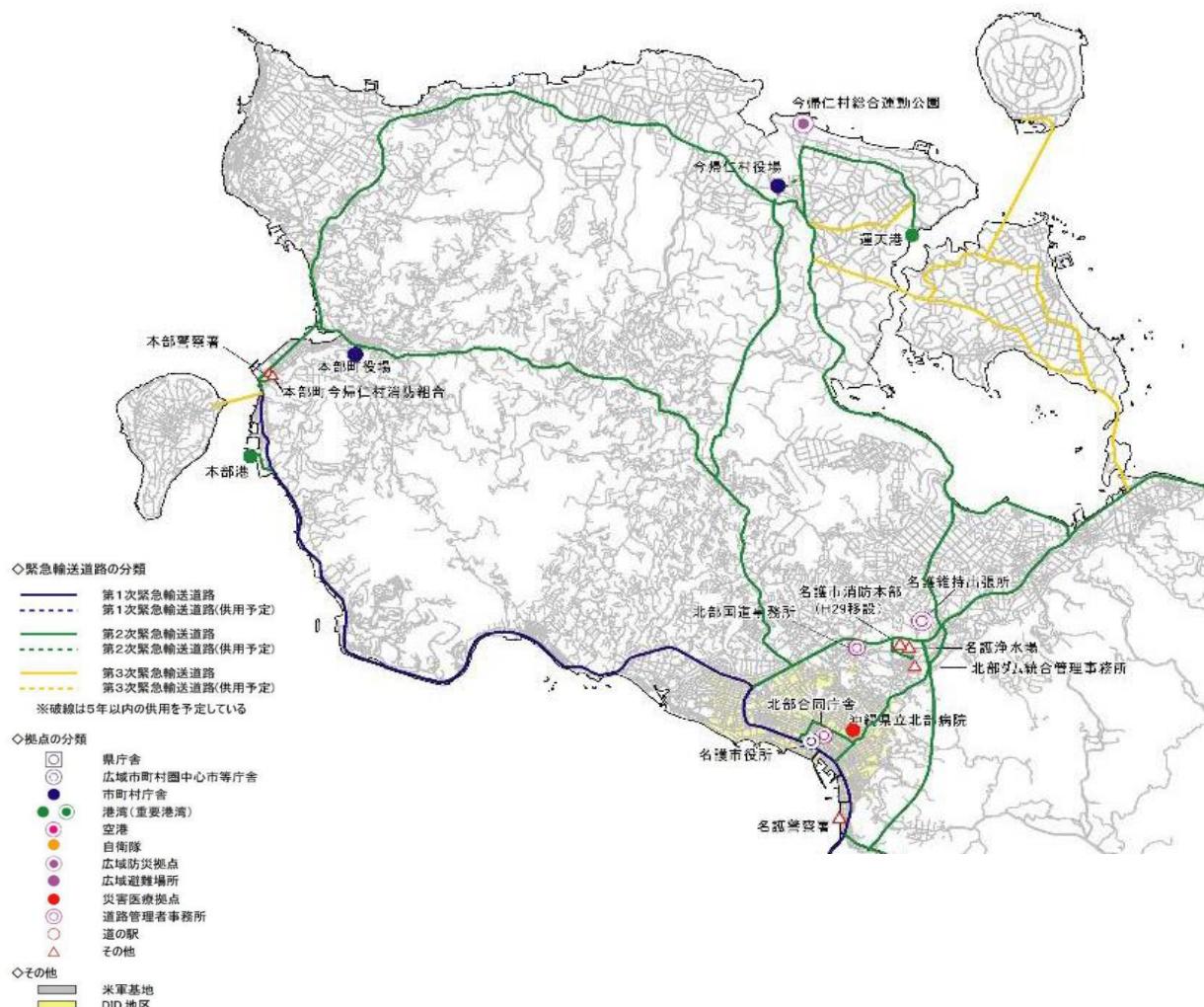
道路種別	路線名	区間
港湾道路	本部港内臨港道路	本部町崎本部～本部港入口
市町村道	名護市道（名護42号線）	名護市大南
市町村道	名護市道（名護49号線）	名護市大南
市町村道	名護市道（名護58号線）	名護市大南
市町村道	名護市道（大北4号線）	名護市大北～北部ダム統合管理事務所入口
市町村道	名護市道（大北市営住宅線）	名護市大北
市町村道	本部町道（大浜旧県道）	本部町大浜～本部町今帰仁消防組合入口

出典：緊急輸送道路ネットワーク計画（平成31年2月沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会）

第3次緊急輸送道路

道路種別	路線名	区間
一般県道	県道110号線	名護市真喜屋～運天原、名護市真喜屋～饒平名
一般県道	瀬底健堅線	本部町字瀬底～字健堅
一般県道	古字利屋我地線	今帰仁字古字利～名護市字済井出
一般県道	屋我地仲宗根線	名護市運天原～今帰仁村仲宗根
市町村道	今帰仁村道（勢理客和呂目線）	今帰仁村上運天
市町村道	今帰仁村道（湧川運天線）	今帰仁村上運天

出典：緊急輸送道路ネットワーク計画（平成31年2月沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会）



出典：緊急輸送道路ネットワーク計画（平成31年2月沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会）

2-8 緊急輸送港湾・漁港

緊急輸送港湾

港湾名	管理者	施設名	所在地
重要港湾 那覇港	那覇港管理組合	岸壁 (-13.0m) 耐震：1バース	那覇市
重要港湾 那覇港	那覇港管理組合	岸壁 (-9.0m) 耐震：1バース	那覇市
重要港湾 石垣港	石垣市	岸壁 (-9.0m) 耐震：1バース	石垣市
地方港湾 伊江港	沖縄県	岸壁 (-7.5m) 耐震：1バース	伊江村
地方港湾 兼城港	沖縄県	岸壁 (-5.5m) 耐震：1バース	久米島町
地方港湾 本部港	沖縄県	岸壁 (-9.0m) 耐震：1バース	本部町
重要港湾 平良港	宮古島市	岸壁 (-7.5m) 耐震：1バース	宮古島市

出典：沖縄県地域防災計画（令和3年6月修正）

緊急輸送漁港

漁港名	管理者	施設名	所在地
糸満漁港	沖縄県	-6.0m岸壁(1) : 1バース	糸満市
渡名喜漁港	沖縄県	-5.0m岸壁 : 1バース	渡名喜村
波照間漁港	沖縄県	5号岸壁 (-5.0m) : 1バース	竹富町
阿嘉漁港	沖縄県	-4.5m岸壁(3) : 1バース	座間味村

出典：沖縄県地域防災計画（令和3年6月修正）

【資料-3 様式】

3-1 災害報告様式及び記入要領等

災害即報様式第1号

災害概況即報

報告日時	年 月 日 時 分			災害名	(第 報)	
市町村名						
報告者名						
災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分
被害の状況	死傷者	死 傷 人	不 明 人	住 家	全 壊 棟	一部破損 棟
		負傷者 人	計 人		半 壊 棟	床上浸水 棟
*住家について、激甚被災地は倒壊家屋数の報告でよしとする。						
被害集中地域 …						
応急対策の状況						

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

被 告 状 況 即 報

市町村名		区分			被 告	区分		被 告	災 害 対 策 本 部 設 置 状 況	1.設 置 年 月 日 時 分				
災害名 報告番号		災害名 第 報 (月 日 時現在)			そ の 他	田	流失・埋没	ha		被 告	公立文教施設	千円	2.廢 止 年 月 日 時 分	
		冠 水	ha	農林水産業施設		千円	3.避難状況							
		畠	流失・埋没	ha		公共土木施設	千円	4.応援要請の概要						
		冠 水	ha	その他の公共施設		千円								
報告者名		文 教 施 設 箇 所				小 計	千円							
		病 院 箇 所				農 産 被 害		千円						
		道 路 箇 所				林 産 被 害		千円						
		橋 り よ う 箇 所				畜 産 被 害		千円						
		河 川 箇 所				水 産 被 害		千円						
		港 湾 箇 所				商 工 被 害		千円						
		砂 防 箇 所						災 害 救 助 法 の 適 用		有・無				
		清 掃 施 設 箇 所						そ の 他		千円	消防職員出動延人数	人		
		鉄 道 不 通 箇 所						被 告 総 額		千円	消防団員出動延人数	人		
		被 告 船 舶 隻						備 考			災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 119番通報件数 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況			
		全 壊 棟												
		全 壊 世帯												
		全 壊 人												
		半 壊 棟												
		半 壊 世帯												
		半 壊 人												
		一部 破 損 棟												
		一部 破 損 世帯												
		一部 破 損 人												
		床上 浸 水 棟												
		床上 浸 水 世帯												
		床上 浸 水 人												
		床 下 浸 水 棟			り 災 世 带 数	世 带								
		床 下 浸 水 世 带			り 災 者 数	人								
		床 下 浸 水 人			建 物 件									
非 住 家		火 災 発 生 公 共 建 物 棟			危 険 物 件									
		その 他 棟			そ の 他 件									

注1 被害額は省略できるものとする。

注2 119番通報の件数は10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

災害報告様式第1号

災 害 確 定 報 告

注1 被害額は省略できるものとする。

注2 119番通報の件数は10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

災害報告様式第1号補助表1

公 立 文 教 施 設 被 害

市町村名（ ）

注 「位置」欄は、市町村の字名を記入する。

災害報告様式第1号補助表2

農林水產業施設被害

市町村名 ()

注 1. この表は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設について記入する。

2. 「被害施設名」の欄は、農地かんがい排水施設、農道、林道、漁港等の名称を記入する。

災害報告様式第1号補助表3

公 共 土 木 施 設 被 害

市町村名（ ）

管 理 者 (市 町 村)	被 害 施 設 名	位 置	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
				千円	
計					

注 1. この表は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設について記入する。
2. 「管理者」の欄は、施設を管理する国、県、市町村の団体名ごとに記入する。
3. 「被害施設名」の欄は、路線名、河川名、港湾名、橋りょう名、砂防設備等を記入する。

災害報告様式第1号補助表4

その他の公共施設被害

市町村名 ()

管 理 者 (市 町 村)	被 害 施 設 名	位 置	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
				千円	
計					

災害報告様式第1号補助表5

農 產 被 害

1. 農作物被害

市町村名 ()

2. 施設被害

被 味 施 設 名	被 味 数 量	被 味 程 度	被 味 金 額	備 考
			千円	

注1. 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えばビニールハウス等を記入する。

災害報告様式第1号補助表6

林 産 被 害

1. 林産物等被害

市町村名 ()

林 産 物 等 名	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	

38

2. 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	

注 1. 「林産物等名」の欄は、木材、薪炭、しいたけ、竹、苗木等林産物名を記入する。

2. 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば天然林、人工林、苗畑等を記入する。

災害報告様式第1号補助表7

畜 産 被 害

1. 家畜等

市町村名 ()

家 畜 等	被 害 数 量	单 価	被 害 金 額	備 考
			千円	
計				

2. 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

注 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば畜舎等を記入する。

災害報告様式第1号補助表8

水 産 被 害

1. 漁船被害

市町村名 ()

規 模	隻 数	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
トン			千円	

2. 漁具被害水産物等被害

種 類	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
トン		千円	

3. 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
トン			千円	

注 1. 漁船被害の「被害程度」の欄は、滅失、大破、中破、小破等を記入する。

2. 施設被害の「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば養殖施設等を記入する。

災害報告様式第1号補助表9

商 工 被 害

市町村名 ()

被 害 種 類	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	
計			

注 「被害種類」の欄は、店舗、工業原材料、商品、機械器具等を記入する。

資料-3 様式

災害報告様式第2号

市町村名 ()

災害名								
区分		発生年月日						
人 的 被 害	死 者	人						
	行 方 不 明 者	人						
	負傷者	重 傷	人					
	軽 傷	人						
住 家 被 害	全 壊		棟					
			世帯					
			人					
	半 壊		棟					
			世帯					
			人					
	一部 破 損		棟					
			世帯					
			人					
	床 上 浸 水		棟					
世帯								
人								
床 下 浸 水		棟						
		世帯						
		人						
非住家	公共 建 物	棟						
	その 他	棟						
そ の 他	田	流失・埋没	ha					
		冠 水	ha					
	畑	流失・埋没	ha					
		冠 水	ha					
	文 教 施 設	箇所						
	病 院	箇所						
	道 路	箇所						
	橋 り よ う	箇所						
	河 川	箇所						
	港 湾	箇所						
	砂 防	箇所						
	清 掃 施 設	箇所						
	鉄 道 不 通	箇所						
	被 害 船 舶	隻						
	水 道	戸						
	電 話	回線						
	電 気	戸						
	ガ ス	戸						
ブロック塀等	箇所							
火災発生	建 物	件						
	危 険 物	件						
	その 他	件						
り 災 世 帯 数	世帯							
り 災 者 数	人							
公立文教施設	千円							
農林水産業施設	千円							
公共土木施設	千円							
その他の公共施設	千円							
そ の 他	農 産 被 害	千円						
	林 産 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
	その 他	千円						
被 害 総 額	千円							
災害対策本部	設 置	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	
		解 散	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
災 害 救 助 法 適 用	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
消防職員出動延人数	人							
消防団員出動延人数	人							

[別表 1]

災害即報様式第1号の記入要領

災 害 の 概 況	発 生 場 所	当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。	
	発 生 日 時	当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。	
	災害種別概況	風 水 害	降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
		地 震	地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
		火 山 噴 火	噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
その他これらに類する災害の概況			
被 害 の 状 況		当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。	
応急対策の状況		当該災害に対して、市町村（消防機関をふくむ。）及び都道府県が講じた措置について具体的に記入すること。特に、住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。	

災害即報様式第2号の記入要領

各 被 害 欄	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。 なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、ピーク時の断水戸数、通信不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。	
災 害 対 策 本 部 設 置 の 状 況	本部設置の有無及び設置の場合においては設置及び廃止の日時を報告することとする。	
避 難 の 状 況	避難の勧告又は指示をした者、対象となった区域及び人員、避難場所、避難の勧告指示をした日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告するものとする。	
応 援 要 請	応援を要求した市町村、人員、作業内容の概要、期間その他必要な事項について報告するものとする。	
応 急 措 置 の 概 要	消防、水防その他の応急措置について概要を報告するものとする。	
救 急 活 動 の 概 要	被災者に対する救助活動について概要を報告するものとする。	
備 考 欄	災害の発生場所	被害を生じた市町村名又は地域名
	災害の発生日時	被害を生じた日時又は期間
	災 害 の 種 類 概 况	台風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過
	消 防 機 関 の 活 動 状 況	消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況

資料一3 様式

[別表 2]

《被害状況判定基準》

災害により被害を受けた人的および物的の被害判定は、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、おおむね次の基準によるものとする。

被 害 区 分		判 定 基 準
1 人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できな いが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者 のうち1か月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者 のうち1か月未満で治療できる見込みの者とする。
2 住 家 の 被 害	住 家	現実に居住のため、使用している建物をいい、社会通念上の住家である かどうかを問わない。
	棟 数	建造物の単位で1つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい付属物が付着している場合（同一棟でなく とも同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、 便所、風呂場、炊事場）同一棟とみなす。
	世 带	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同 生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋 の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家 全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、 補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損 壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以 上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全 体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程 度のものとする。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、 具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、 または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割 合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一 部 破 損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度 のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除 く。
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが土砂、 竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床 下 浸 水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

被 傷 区 分		判 定 基 準
3 非 住 家 被 害	非 住 家	住家以外の建物で、他の被害区分に属さないものとする。これらの施設に人が入居しているときは、当該部分は住家とする。
	公 共 建 物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、車庫等の建物とする。
	非 住 家 被 害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
4 田 畠 の 被 害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利のたい積のため耕作が不能になったものとする。
	田 の 冠 水	稻の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畠の流失・埋没、 畠の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
5 そ の 他 の 被 害	文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校及び幼稚園等における教育の用に供する施設とする。
	病 院	院療法（昭和23年法律205）第1条に規定する患者20人以上の収容施設を有する病院とする。
	道 路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋 り ょ う	道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
5 そ の 他 の 被 害	河 川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用された河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床上その他の施設もしくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	港 湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	河 岸	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清 掃 施 設	ゴミ処理及び屎尿処理施設とする。
5 そ の 他 の 被 害	崖 く ず れ	山及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	被 害 船 舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。

資料一3 様式

被 害 区 分		判 定 基 準
5 そ の 他 の 被 害	水 道	上水道の断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	り 災 者	り災世帯の構成員とする。
	火 災 発 生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害 市 町 村	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 产 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 产 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 产 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

3-2 自衛隊の災害派遣要請要求書様式

第 号
年 月 日

沖縄県知事 様

今帰仁村長

自衛隊の災害派遣要請について

災害対策基本法第68条の2の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日 (時 分) から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

資料-3 様式

3-3 自衛隊の災害派遣撤収要請要求書様式

	第	号		
	年	月		
	日			
沖縄県知事	様			
	今帰仁村長			
自衛隊の災害派遣部隊の撤収について				
年	月	日		
年	月	日	時	分
号により要求した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要請を依頼します。				
	記			
1 撤収要請日時				
年	月	日	時	分
2 派遣された部隊				
3 派遣人員及び従事作業の内容				
4 その他参考となるべき事項				

3-4 公用令書等の様式

別記様式第8(第7条関係)

従事第 号	公 用 令 書
	住 所
	氏 名
災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり 従事 協力を命ずる。	
処分権者 氏名 <input type="button" value="印"/>	
従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備 考	

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

別記様式第9(第7条関係)

保管第 号	公 用 令 書			
	住 所			
	氏 名			
災害対策基本法 第71条 第78条第1項 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。				
年 月 日				
処分権者 氏名 <input type="button" value="印"/>				
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

資料-3 様式

別記様式第10(第7条関係)

管理第	号	公	用	令	書		
住 所							
氏 名							
災害対策基本法	第71条 第78条第1項	の規定に基づき、次のとおり 管理 使用 する。 を 収用					
年 月 日							
処分権者 氏名						印	
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

別記様式第11(第7条関係)

変更第	号	公	用	変	更	令	書
住 所							
氏 名							
災害対策基本法	第71条 第78条第1項	の規定に基づく公用令書(年 月 日 第 号)					
に係る処分を次のとおり変更したので、災害対策基本法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。							
年 月 日							
処分権者 氏名						印	
変更した処分の内容							

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

別記様式第12(第7条関係)

取消第	号	公 用 取 消 令 書
		住 所
		氏 名
災害対策基本法 第71条 第78条第1項 の規定に基づく公用令書(年 月 日 第 号)		
に係る処分を取り消したので、災害対策基本法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。		
年 月 日		
処分権者 氏名		印

備考 用紙は、日本産業規格A5とする。

3-5 車両通行止め

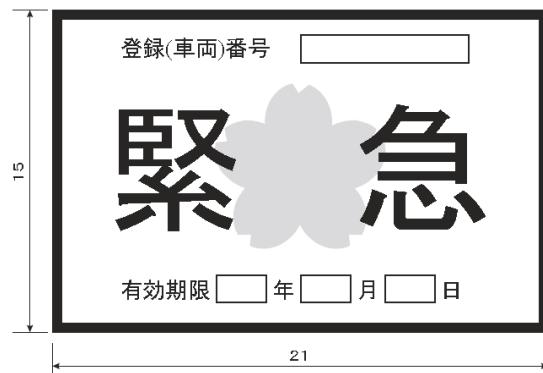
(1) 車両通行止め及び緊急車両標章・証明書

[様式 1]



- ※ 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帶及び枠を赤色、地を白色とする。
- ※ 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- ※ 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- ※ 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

[様式 2]



1. 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2. 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

[様式3] (証明書)

別記様式第5(第6条の2関係)

第 号		年 月 日
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書		
知 事 <input type="button" value="印"/>		
公安委員会 <input type="button" value="印"/>		
番号標に表示されて いる番号		
車両の用途(緊急輸 送を行う車両にあつ ては、輸送人員又は 品名)		
活 動 地 域		
車 両 の 使 用 者	住 所	() 局 番
	氏 名 又 は 名 称	
有 効 期 限		
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

資料-3 様式

(2) 村有車両の状況

(令和5年度末)

車種別	合計	軽乗用車	小型乗用車	乗用車	バン(乗用車)	ワゴン車	四輪駆動車(乗用車)	小型貨物	トラック	2tトラック	マイクロバス	機能訓練送迎車	モーターグレイダー	集塵車
組織機構別														
総務課	4			1				2			1			
企画財政課	1		1											
住民課	11	3	1					3		2				2
健康づくり推進課	10	6	1	1		1		1						
福祉・こども課	4	2	1			1								
経済課・農業委員会等	10	1	2	2		1		4						
建設課	6			2				4						
水道課	6	1						5						
教育委員会	9	1	1							1	6			
議会事務局	1					1								
合計	72	14	8	7		5		25		4	7			2

資料：今帰仁村

【資料-4 今帰仁村の現況】

4-1 気象

(1) 気象の概況 (平年値、統計期間 1991 年～2020 年)

要素	気温			降水量	蒸気圧	相対湿度	風向・風速		日照時間
	平均 (°C)	日最高 (°C)	日最低 (°C)	合計 (mm)	平均 (hPa)	平均 (%)	平均 (m/s)	最多風向	合計 (時)
1月	16.5	19.4	13.7	96.8	13.2	69	3.8	北	94.7
2月	16.8	19.8	13.9	109.9	13.9	71	3.8	北北東	91.4
3月	18.5	21.5	15.6	140.8	15.9	73	3.7	北北東	112.6
4月	20.9	24.0	18.2	160.8	19.1	76	3.5	北北東	121.3
5月	23.8	26.7	21.2	220.1	23.5	79	3.2	北北東	136.7
6月	26.9	29.5	24.9	291.7	29.4	83	3.8	南	152.3
7月	28.9	31.9	26.7	182.6	31.3	79	3.7	南	235.7
8月	28.8	31.9	26.4	265.9	31.0	79	3.7	南東	211.9
9月	27.6	30.8	25.1	238.4	28.5	77	3.7	北北東	183.4
10月	25.0	28.0	22.5	184.7	23.5	74	4.1	北北東	166.2
11月	21.9	24.8	19.3	119.2	18.9	71	3.9	北北東	124.5
12月	18.2	21.1	15.6	109.7	14.8	69	3.9	北北東	108.0
年	22.8	25.8	20.3	2120.7	21.9	75	3.8	北北東	1738.8

資料：気象庁

注意：名護特別地域気象観測所での観測値である。

(2) 沖縄地方及び名護に接近した台風数

(1) 沖縄地方への接近数

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
2013						1	1	2	1	4			9
2014						2	3	2	2	2			10
2015					1		2	2	1				6
2016							1	1	4	1			7
2017							3	1	1	2			7
2018						2	3	4	2	1	1		13
2019							1	1	3	2	1		7
2020								4	2	1			6
2021				1		1	1	3	1				7
2022							2	2	4				6
平均	0	0	0	0.1	0.1	0.5	1.4	1.8	1.8	1.1	0.2	0	6.5

資料：気象庁

注1：沖縄地方への接近は、台風の中心が沖縄県のいずれかの気象官署等から 300km 以内に入ることをいう。

注2：接近は 2 か月にまたがる場合があり、各月の接近数の合計と年間の接近数とは必ずしも一致しない。

資料-4 今帰仁村の現況

② 名護への接近数（沖縄気象台）

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
2013								1	1	3			5
2014						2	2*	1*	1	1			6
2015					1		2	1					4
2016									3	1			4
2017									1	1			2
2018						1	3	3	1	1			9
2019									2	1			3
2020								3*	2*				4
2021						1	1	3					5
2022							2	1					3
平均	0	0	0	0	0.1	0.4	1.0	1.1	0.9	0.7	0	0	3.8

資料：気象庁

注1：名護への接近は、台風の中心が名護特別地域気象観測所の300km以内に入ることをいう。

注2：※印は台風が二つの月にまたがって接近（両月に加算）したことを示し、接近数は月合計と年で異なることがある。

注3：気象庁大気海洋部気象リスク対策課アジア太平洋気象防災センターの事後解析で確定した台風資料より作成

4-2 人口・世帯

(1) 今帰仁村 人口・世帯数

(各年 10月1日調査)

	人口			世帯数		
	総数	男	女	総数	一般世帯	施設等の世帯
昭和 45 年	10,508	4,995	5,513	2,526	—	—
昭和 50 年	11,100	5,570	5,530	2,749	2,674	75
昭和 55 年	9,593	4,610	4,983	2,687	2,682	5
昭和 60 年	9,465	4,602	4,863	2,815	2,813	2
平成 2 年	9,165	4,453	4,712	2,843	2,837	6
平成 7 年	9,486	4,678	4,808	2,999	2,994	5
平成 12 年	9,492	4,726	4,766	3,031	3,025	6
平成 17 年	9,476	4,714	4,762	3,198	3,191	7
平成 22 年	9,257	4,597	4,660	3,368	3,361	7
平成 27 年	9,531	4,794	4,737	3,490	3,479	11
令和 2 年	8,894	4,466	4,428	3,541	3,519	22

注) 昭和 50 年以降の総世帯には不詳を含む

資料 : 国勢調査

(2) 人口動態

(単位 : 人、世帯) 各年 12月現在

年度	自然動態			社会動態			年間 増減数	総人口 (年度末現在)	世帯数 (年度末現在)
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減			
平成 17 年	92	105	-13	433	391	42	29	9,581	3,629
18 年	73	113	-40	388	456	-68	-108	9,483	3,674
19 年	76	123	-47	459	432	27	-20	9,485	3,706
20 年	86	94	-8	414	401	13	5	9,490	3,772
21 年	98	122	-24	485	391	94	70	9,560	3,856
22 年	74	122	-48	425	419	6	-42	9,518	3,895
23 年	78	100	-22	467	409	58	36	9,554	3,989
24 年	78	130	-52	439	410	29	-23	9,531	4,032
25 年	79	110	-31	438	381	57	26	9,578	4,126
26 年	86	111	-25	448	393	55	30	9,591	4,194
27 年	80	101	-21	418	412	6	15	9,568	4,253
28 年	89	133	-44	409	377	32	-12	9,557	4,326
29 年	78	133	-55	385	432	-47	-102	9,469	4,338
30 年	68	129	-61	377	403	-26	-87	9,345	4,331
令和 1 年	86	124	-38	412	430	-18	-56	9,305	4,373
2 年	69	129	-60	441	430	11	-49	9,357	4,429
3 年	71	119	-48	464	366	98	50	9,371	4,473
4 年	53	158	-105	446	363	83	-22	9,343	4,539
5 年	60	149	-89	436	437	-1	-90	9,239	4,581

資料 : 住民基本台帳

資料-4 今帰仁村の現況

(3) 行政区別住民登録人口集計表

沖縄県国頭郡今帰仁村

令和6年3月31日現在

	行政 区 名	男	女	計	世帯数 混合世帯	日本人のみ 外国人のみ
0001	今泊区	471 (2)	431 (3)	902 (5)	447	443
					3	1
0002	兼次区	144 (5)	155 (1)	299 (6)	169	163
					5	1
0003	諸志区	208 (2)	217 (2)	425 (4)	208	205
					2	1
0004	与那嶺区	146 (1)	153 (0)	299 (1)	153	152
					1	0
0005	仲尾次区	151 (2)	163 (3)	314 (5)	162	158
					2	2
0006	崎山区	200 (13)	174 (0)	374 (13)	195	182
					3	10
0007	平敷区	261 (3)	256 (1)	517 (4)	243	239
					4	0
0008	越地区	204 (1)	210 (0)	414 (1)	169	168
					1	0
0009	謝名区	346 (2)	288 (0)	634 (2)	282	280
					0	2
0010	仲宗根区	493 (1)	459 (6)	952 (7)	438	431
					1	6
0011	玉城区	378 (4)	387 (3)	765 (7)	353	347
					2	4
0012	呉我山区	97 (0)	82 (0)	179 (0)	99	99
					0	0
0013	湧川区	372 (1)	337 (3)	709 (4)	395	392
					3	0
0014	天底区	499 (13)	496 (1)	995 (14)	486	472
					3	11
0015	勢理客区	155 (1)	157 (1)	312 (2)	141	139
					0	2
0016	渡喜仁区	137 (0)	144 (3)	281 (3)	140	137
					3	0
0017	上運天区	150 (0)	156 (2)	306 (2)	149	147
					2	0
0018	運天区	125 (3)	98 (2)	223 (5)	124	121
					1	2
0019	古宇利区	210 (1)	129 (3)	339 (4)	228	224
					4	0
合計		4,747 (55)	4,492 (34)	9,239 (89)	4,581	4,499 42

※外国人を含めた集計。() は外国人の数を表している。

4-3 災害の概況

発生年月日	種類	災害名称	発生場所	災害状況	発生原因
S44. 10. 7	洪水	集中豪雨	今泊、兼次、与那嶺、諸志、崎山、謝名、玉城、吳我山、天底、湧川、運天、仲宗根	<ul style="list-style-type: none"> ・大井川河川堤防決壊：850m ・新田川、志慶真川、港川の河川堤防決壊：431m ・河川根固め：30m ・農道の決壊及び路面流出：8,168m ・床下浸水 330戸 	集中豪雨による大井川及びその他普通河川、主要排水路等の氾濫
S45. 10. 4-7	洪水	集中豪雨	今泊、兼次、仲宗根、崎山、吳我山	<ul style="list-style-type: none"> ・河川上流からの飲料用水パイプの破損及び汚染 	集中豪雨による流水量、流速の増加
S47. 7. 21	洪水	集中豪雨	湧川、吳我山	<ul style="list-style-type: none"> ・河川堤防決壊：185m 	集中豪雨
S497. 4-7	波浪	台風 17 号	運天漁港内	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸の決壊：130m 	台風による波浪
S50. 6. 8	洪水	集中豪雨	湧川、今泊、仲宗根	<ul style="list-style-type: none"> ・床上浸水：2戸 ・床下浸水：9戸 	集中豪雨 排水不良
S51. 9. 8-10	波浪	台風 17 号	運天漁港内、今泊、湧川、玉城、仲宗根	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸決壊：169m ・床上浸水：7戸 ・家屋半壊：5戸 ・畑洪水：16ha ・道路決壊：7箇所 ・軽傷：1人 	台風による波浪及び暴雨
S53. 6	波浪	集中豪雨	仲宗根、玉城、吳我山、謝名。与那嶺	<ul style="list-style-type: none"> ・床上浸水：2戸 ・床下浸水：34戸 ・道路決壊：2箇所、35m ・農地浸水：84ha ・農地流出：50m 	集中豪雨
S59. 8. 18-20	洪水	台風 10 号	仲宗根、上運天、玉城マッチャク、今泊、玉城、謝名	<ul style="list-style-type: none"> ・床上浸水：2戸 ・床下浸水：8戸 ・道路決壊：2箇所 	集中豪雨
S61. 8. 25-26	波浪 暴風	台風 13 号	村全域	<ul style="list-style-type: none"> ・死者：1人 ・家屋全壊：1戸 ・家屋一部破損：2戸 ・停電：2,700戸 ・道路決壊：1箇所 ・船舶被害：7隻 	台風による波浪・暴風
H4. 9. 13	波浪 暴風	台風 17 号	上運天、古宇利、運天	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋一部破損：1戸 ・学校施設：1戸 ・船舶被害：7隻 	台風による波浪・暴風
H5. 9. 2-3	暴風 大雨	台風 13 号	仲尾次、湧川、上運天	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋一部破損：3戸 ・崖崩れ：3箇所 	台風による暴風
H7. 6. 30	浸水	水害		<ul style="list-style-type: none"> ・農産物：42百万円 	
H8. 8. 12-13	暴風	台風 12 号		<ul style="list-style-type: none"> ・農畜産施設：20.5百万円 ・農産物：199.7百万円 	
H8. 9. 30	暴風	台風 21 号		<ul style="list-style-type: none"> ・農業施設：20.5百万円 ・農産物：199.7百万円 	
H9. 6. 26-27	暴風	台風 8 号		<ul style="list-style-type: none"> ・農業施設：53.8百万円 ・農産物：165.6百万円 	
H9. 8. 6-7	暴風	台風 11 号		<ul style="list-style-type: none"> ・農業施設：3.4百万円 ・農産物：92.3百万円 	

資料-4 今帰仁村の現況

発生年月日	種類	災害名称	発生場所	災害状況	発生原因
H9. 8.17-18	暴風	台風 13 号		・農業施設：2.5 百万円 ・農産物：41.1 百万円	
H11. 8. 4	暴風	台風 7 号		・農業施設：8 百万円 ・農産物：23.8 百万円	台風による暴風
H12. 8. 17	暴風	台風 8 号		・畜産施設：1.5 百万円 ・農産物：149.8 百万円	台風による暴風
H12. 9. 12-13	暴風	台風 14 号		・農産物：34.4 百万円	台風による暴風
H13. 5. 14	暴風	台風 1 号		・農産物：0.2 百万円	台風による暴風
H13. 9. 8	暴風	台風 16 号		・農産物：11.4 百万円	台風による暴風
H13. 10. 17	暴風	台風 21 号		・農産物：22.7 百万円	台風による暴風
H15. 8. 6	暴風	台風 10 号		・農業施設：21.5 百万円 ・農作物：59.6 百万円	台風による暴風
H16. 9. 5	暴風	台風 18 号		・道路通行止（倒木） ・ウッパマビーチ沖合約 100m で座礁 ・夢有民牧場宿泊客 7 人が越地公民館へ自主避難 ・農業施設：1.6 百万円 ・農作物：28 百万円	台風による暴風
H16. 9. 27	竜巻			・家屋一部破損：6 戸	竜巻
H16. 10. 19	暴風	台風 23 号		・農業施設：1.5 百万円 ・農作物：45.5 百万円	台風による暴風
H17. 9. 5	暴風	台風 14 号		・重傷：1 人（転倒による骨折）	台風による暴風
H18. 9. 17	暴風	台風 13 号		・農業施設：0.1 百万円 ・農作物：1.7 百万円	台風による暴風
H19. 7. 13	暴風	台風 4 号		・床下浸水：1 戸 ・農林水産業施設：10.4 百万円 ・農作物：69.3 百万円	台風による暴風
H19. 8. 11	大雨	集中豪雨		・大井川の氾濫 ・床上浸水：27 戸 ・床下浸水：188 戸 ・農作物：5 百万円	集中豪雨
H23. 5. 28	暴風	台風 2 号		・農作物：70 百万円	台風による暴風
H23. 8. 5	暴風	台風 9 号		・農作物：36.8 百万円	台風による暴風
H24. 8. 26	暴風	台風 15 号		・農作物：4.4 百万円	
H24. 9. 15	暴風	台風 16 号		・農作物：14.3 百万円	
H24. 9. 29	暴風	台風 17 号		・農作物：160.7 百万円 ・林産施設：2.5 百万円	
H24. 10. 15	暴風	台風 21 号			
H26. 7. 8	暴風	台風 8 号	湧川	・自宅進入路崩壊：1 戸	台風による暴風
H30. 9. 28	暴風	台風 24 号	玉城	・家屋一部損壊：1 戸	台風による暴風
H30. 10. 4	暴風	台風 25 号	玉城	・家屋一部損壊：1 戸	台風による暴風
R2. 8. 24	暴風	台風 8 号	玉城	・家屋一部損壊：1 戸	台風による暴風
R2. 8. 31	暴風	台風 9 号	今泊	・家屋全壊：1 戸	台風による暴風
R3. 6. 29	大雨	水害	湧川	・床上浸水：1 戸	
R5. 8. 1	暴風	台風 8 号	古宇利	・家屋一部損壊：1 戸	台風による暴風

4-4 土砂災害警戒区域等の指定状況

土砂災害警戒区域等の指定箇所数

(令和6年1月現在)

区分	自然現象の種類	箇所
地域防災計画への記載	急傾斜地の崩壊	18
	土石流	11
	地すべり	0
	計	29
ハザードマップ作成	急傾斜地の崩壊	18
	土石流	11
	地すべり	0
	計	29

(1) 急傾斜地の崩壊

整理番号	箇所番号	箇所名	所在地	警戒区域 (イロゾーン) 指定状況	特別警戒区域 (レッドゾーン) 指定状況	告示番号 告示年月日
1	I-103	運天	字運天	指定済み	指定済み	第25号 平成31年1月22日
2	I-104	仲宗根-1	字仲宗根	指定済み	指定済み	第25号 平成31年1月22日
3	I-104	仲宗根-2	字仲宗根	指定済み	指定済み	第25号 平成31年1月22日
4	II-140	湧川(1)	字湧川	指定済み	指定済み	第25号 平成31年1月22日
5	II-137	湧川(2)	字湧川	指定済み	指定済み	第25号 平成31年1月22日
6	II-138	湧川(3)	字湧川	指定済み	指定済み	第25号 平成31年1月22日
7	I-329	湧川(4)-1	字湧川	指定済み	指定済み	第25号 平成31年1月22日
8	I-329	湧川(4)-2	字湧川	指定済み	指定済み	第25号 平成31年1月22日
9	I-329	湧川(4)-3	字湧川	指定済み	指定済み	第25号 平成31年1月22日
10	—	湧川(5)-1	字湧川	指定済み	指定済み	第25号 平成31年1月22日
11	—	湧川(5)-2	字湧川	指定済み	指定済み	第25号 平成31年1月22日
12	II-144	吳我山(1)	字吳我山	指定済み	指定済み	第25号 平成31年1月22日
13	II-145	吳我山(2)	字吳我山	指定済み	指定済み	第25号 平成31年1月22日
14	II-143	吳我山(3)	字吳我山	指定済み	指定済み	第25号 平成31年1月22日
15	II-142	吳我山(4)	字吳我山	指定済み	指定済み	第25号 平成31年1月22日
16	II-141	吳我山(5)	字吳我山	指定済み	指定済み	第25号 平成31年1月22日
17	II-139	吳我山(6)-1	字吳我山	指定済み	指定済み	第25号 平成31年1月22日
18	II-139	吳我山(6)-2	字吳我山	指定済み	指定済み	第25号 平成31年1月22日

資料-4 今帰仁村の現況

(2) 土石流

整理番号	溪流番号	溪流名	所在地	警戒区域 (イロゾーン) 指定状況	特別警戒区域 (レッドゾーン) 指定状況	告示番号 告示年月日
1	306-A08-13	港川	字今泊	指定済み	なし	第 607 号 平成 24 年 12 月 22 日
2	306-A08-14	—	字今泊	指定済み	なし	第 607 号 平成 24 年 12 月 22 日
3	306-B08-05	—	字諸志	指定済み	なし	第 607 号 平成 24 年 12 月 22 日
4	306-B08-15	兼次	字兼次 字諸志	指定済み	指定済み	第 25 号 平成 31 年 1 月 22 日
5	306-B08-16	与那嶺	字与那嶺	指定済み	指定済み	第 25 号 平成 31 年 1 月 22 日
6	306-A08-06	与那嶺	字与那嶺 字仲尾次	指定済み	指定済み	第 25 号 平成 31 年 1 月 22 日
7	306-B08-17	謝名	字謝名	指定済み	指定済み	第 25 号 平成 31 年 1 月 22 日
8	306-A08-10	前原	字謝名 字玉城	指定済み	指定済み	第 25 号 平成 31 年 1 月 22 日
9	306-A13-28	マッチャク	字玉城	指定済み	指定済み	第 25 号 平成 31 年 1 月 22 日
10	306-B13-45	湧川	字湧川	指定済み	指定済み	第 25 号 平成 31 年 1 月 22 日
11	306-A13-27	三謝	字呉我山	指定済み	指定済み	第 25 号 平成 31 年 1 月 22 日

4-5 災害危険箇所・区域

(1) 重要水防区域内で危険と予想される区域(河川) (令和5年4月1日現在)

番号	水系名	河川名	重要水防区域		危険と予想される区域		予想される危険	予想される被害の程度			
			流路延長	区域	流路延長	区域		家屋(棟)	耕地(ha)	人口(人)	面積(ha)
4	大井川	大井川	4.7	本部町界～河川	2.2	仲宗根吳我山	溢水	350	37.9	1,060	77.2

注意：所轄土木事務所は、北部土木事務所。水防管理団体は、今帰仁村。

出典：令和5年度「沖縄県水防計画 別表」

(2) 県管理道路(指定区間外国道、県道)危険区域 (令和5年4月1日現在)

番号	土木事務所	路線名	想定される事態	同左区域	同左延長(m)	代替路線名	適用
5	北部	国道505号	路面冠水	今帰仁村今泊	100	県道115号	交通不能
6	〃	〃	〃	今帰仁村天底	200	村道	〃

出典：令和5年度「沖縄県水防計画 別表」

(3) 国道交通省水管理・国土保全局所管海岸保全区域 (令和5年4月1日現在)

番号	海岸名	位置	指定延長(m)	指定年月日	指定告示番号	備考
27	今泊海岸	今泊	295	S51.6.3	187	

注意：所管は北部土木事務所

出典：令和5年度「沖縄県水防計画 資料編」

(4) 農林水産省農村振興局所管海岸保全区域 (令和5年4月1日現在)

番号	海岸名	位置	指定延長(m)	指定年月日	指定告示番号	備考
7	今帰仁	今泊	615	S48.10.25	343	
8	崎山	崎山	470	S49.11.11	443	
9	諸志	今泊～崎山	3,555	S50.11.5	4	
10	運天	仲宗根～渡喜仁	1,523 (470)	H21.3.24 (S50.11.5)	214 (3)	指定変更
11	古宇利	古宇利	790	S50.11.5	3	
12	親泊	今泊	995	S50.11.5	3	

注意：所管は、北部農林水産振興センター

出典：令和5年度「沖縄県水防計画 資料編」

(5) 水産庁所管海岸保全区域 (令和5年4月1日現在)

番号	漁港名	漁港管理者	指定延長(m)	指定年月日	指定告示番号	備考
12	古宇利	今帰仁村	460	S54.11.8	479	
13	運天	今帰仁村	1,028	S50.4.28	194	

注意：所管は、北部農林水産振興センター

出典：令和5年度「沖縄県水防計画 資料編」

資料-4 今帰仁村の現況

(6) 国土交通省港湾局所管海岸保全区域

(令和5年4月1日現在)

番号	海岸名	位置	指定延長 (m)	指定年月日	指定 告示番号	備考
10	運天港	湧川	790	S52. 4. 14	179	
11	運天港	運天	480	S52. 4. 21	189	
12	運天港	湧川	2, 101	S57. 3. 25	205	
13	古宇利港	古宇利	25	S54. 11. 8	479	

注意：所管は、北部農林水産振興センター

出典：令和5年度「沖縄県水防計画 資料編」

4-6 津波災害警戒区域内等の要配慮者利用施設一覧

No.	種類	施設名	所在地	津波災害警戒区域	洪水浸水想定区域	土砂災害警戒区域	高潮浸水想定区域
1	有料老人ホーム	イリーゼ	湧川 571 番地 1	○	—	—	○

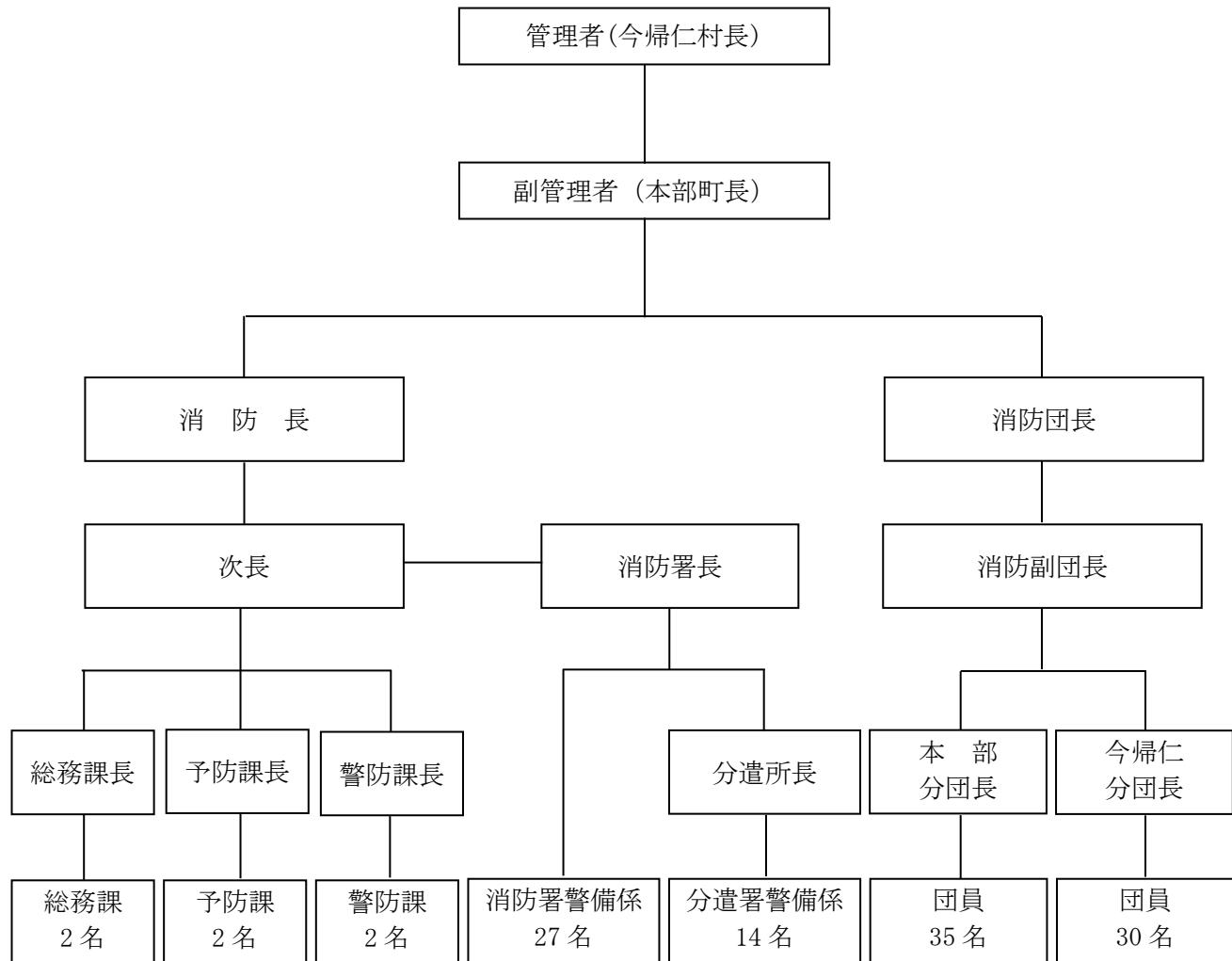
資料-4 今帰仁村の現況

4-7 消防の概況

（1）消防機関・団体

① 本部町今帰仁村消防組合組織図

令和6年3月31日現在
条例定数（職員） 55名
（団員） 65名



(令和6年1月31日現在)

自主防災組織の概要

区分	数	備考
自主防災組織数	1	
自主防災組織の内訳	自治会単位	1 湧川地区自主防災会
	小学校区単位	
	その他	
隊員数(人)		
組織されている地域世帯数(戸)	392	
規約等を定めている自主防災組織数	1	

消防自動車等現有状況

(令和6年3月31日現在)

区分	本部消防署	今帰仁分遣所	本部消防団	今帰仁消防団	備考
人員搬送車	1				
予防広報車	1				
水槽付きポンプ自動車	1	1			
消防ポンプ自動車	1				
高所対応型消防ポンプ自動車	1				
小型動力ポンプ付水槽車	1	1			
救急自動車	2	1			予備車1(本部)
救助工作車	1				
資機材搬送車	1	1			
事務連絡車	2				
救助艇	1				
ボートトレーラー	2	1			
ジェットスキー	1	1			
消防団車両			1	1	
合計	16	6	1	1	

資料-4 今帰仁村の現況

消防本部無線通信施設及び火災予防施設等

(令和6年3月31日現在)

区分			設置数				
			全数	今帰仁分遣所			
消防救急業務無線局	固定局	局数	多重				
			その他	1			
			小計	1			
		その他の局の電波数					
	基地局及び携帯基地局	局数	基地局	2			
			携帯基地局				
			小計	2			
		電波の数	全国共通	3			
			県内共通	1			
			その他	単信数			
				復信数			
	移動局	陸上移動局数					
		携帯局数					
		航空機局数					
		小計		24 8			
無線機局数 合計							
火災報知器	受信機						
	発信器	公衆用					
		自衛用					
		小計(基)					
電話	あるもの 消防機関に	火災報知専用電話					
		消防電話					
		加入電話		10 4			
		FAX		3 1			
		小計(回線)		18 5			
	救急指令装置	救急指令専用					
		消防司令装置と併用					

本部今帰仁消防組合装備一覧

(令和6年3月31日現在)

分類	器具名	数量	今帰仁分遣所
1 一般救助用器具	かぎ付きはしご	5	1
	三連はしご	4	1
	バスケット担架	7	3
2 重量物排除用器具	重量物排除器具一式	1	
3 切断用器具	エンジンカッター	4	1
	チェーンソー	6	2
	ガラスカッター	4	1
	空気鋸	1	
	鉄筋カッター	4	3
	ガス溶断器	2	1
	レスキューソー	1	
	レシプロソー	1	
	空気切断機	1	
	パワーカッター	1	
4 破壊用器具	削岩機	2	
	ハンマードリル	1	
	万能斧	8	5
	携帯用コンクリート破壊器具	1	
5 検知・測定用器具	化学剤検知器	1	
	可燃性・有毒ガス酸素濃度測定器	2	1
	放射線測定器	1	
	放射線測定器 個人線量計	6	1
6 呼吸保護用器具	空気呼吸器一式	19	6
	バウアーコンプレッサー	1	
7 保護用器具	耐電手袋	2	2
	防毒マスク	3	3
	陽圧式化学防護服	2	
	化学防護服	9	
	放射線防護服	2	
	耐電衣	4	
8 除染用器具	除染シャワー	1	
	除染シャワーテント	1	
	電解式オゾン水生成機セット	1	
	オゾンガス発生器	5	3
	エアテント	1	

資料-4 今帰仁村の現況

分類	器具名	数量	今帰仁分遣所
9 高度救助用器具	画像探索機	1	
	熱画像直視装置	5	1
	夜間用暗視装置	1	
	地震警報器	1	
10 水難救助用器具	潜水器具一式	16	7
	救命胴衣	36	16
	ストロボライト	2	1
	救命浮環	2	1
11 山岳救助用器具 (都市型救助資機材)	山岳救助資機材一式	2	
12 その他の救助用器具	救助艇	1	
	救助用ジェットスキー	2	1
	簡易型救助ボート	4	2
13 救急資機材	全自動体外式除細動器	5	3
	吸引器	5	2
	自動心臓マッサージ器	2	1
	パルスオキシメーター	6	3
	搬送用資機材 (バックボード・スクープ・担架)	16	10

今帰仁村の消防水利

	合計	防火水槽	消火栓	備考
今 泊	9	3	6	
兼 次	2		2	
諸 志	4		4	
与 那 嶺	5		5	
仲 尾 次	3		3	
崎 山	3		3	
平 敷	4	1	3	
謝 名	5		5	
越 地	4		4	
仲 宗 根	16		16	
玉 城	6		6	
渡 喜 仁	4		4	
勢 理 客	2	1	1	
天 底	7		7	
上 運 天	3		3	
運 天	6		6	
湧 川	10	1	9	
呉 我 山	4		4	
古 宇 利	10		10	
合計	107	6	101	

資料-4 今帰仁村の現況

4-8 防災関係機関等の連絡先（番号）

（1）指定地方行政機関

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
九州管区警察局	災害対策官	〒812-8573 福岡市博多区東公園7-7	092-622-5000
沖縄総合事務局	総務部総務課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-0044
九州厚生局沖縄分室	庶務課	〒900-0022 那覇市樋川1-15-15	098-853-7350
沖縄森林管理署	総務課	〒900-0033 那覇市久米2-5-7	098-868-8829
沖縄防衛局	地方調整課	〒904-0203 嘉手納町字嘉手納290-9	098-921-8131
那覇産業保安監督事務所	保安監督課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1	098-866-6474
第十一管区海上保安本部	環境防災課	〒900-8530 那覇市港町2-11-1	098-867-0118
沖縄気象台	業務課	〒900-8517 那覇市樋川1-15-15	098-833-4283
沖縄総合通信事務所	総務課	〒900-8795 那覇市旭町1-9 カフーナ旭町B-1街区5F	098-865-2300
沖縄労働局	総務部企画室	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1	098-868-4003
九州地方環境事務所 那覇自然環境事務所	野生生物企画官	〒900-0027 那覇市山下町5-21	098-858-5824
大阪航空局 那覇空港事務所	空港保安防災課	〒900-0143 那覇市安次嶺531-3	098-859-5110

（2）自衛隊

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第15旅団	司令部第3部	〒901-0142 那覇市鏡水679	098-857-1155

（3）沖縄県

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
知事公室	防災危機管理課	〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2	098-866-2143
総務部	総務私学課	〃	098-866-2074
企画部	企画調整課	〃	098-866-2026
環境生活部	環境政策課	〃	098-866-2183
福祉保健部	福祉政策課	〃	098-866-2164
農林水産部	農林水産総務課	〃	098-866-2254
商工労働部	産業政策課	〃	098-866-2330
文化観光スポーツ部	観光政策課	〃	098-866-2763
土木建築部	土木総務課	〃	098-866-2384
出納事務局	会計課	〃	098-866-2471
企業局	総務企画課	〃	098-866-2803
病院事業局	県立病院課	〃	098-866-2832
教育庁	総務課	〃	098-866-2705
監査委員	事務局	〃	098-864-2530
労働委員会	調整審査課	〃	098-866-2551
人事委員会	総務課	〃	098-866-2544
県議会事務局	総務課	〃	098-866-2572
北部合同庁舎	北部土木事務所	〒905-0015 名護市大南1-13-11	0980-53-1255
中部合同庁舎	中部土木事務所	〒904-2155 沖縄市美原1-6-34	098-894-6510
南部合同庁舎	南部土木事務所	〒900-0029 那覇市旭町116-37	098-866-1129
宮古合同庁舎	宮古事務所	〒906-0012 宮古島市平良西里1125	0980-72-2551
八重山合同庁舎	八重山事務所	〒907-0002 石垣市真栄里438-1	0980-82-3040

(4) 沖縄県警察

機関名	防災担当	所在地	電話番号
沖縄県警察本部	警備第二課	〒900-0021 那覇市泉崎 1-2-2	098-862-0110

(5) 市町村

機関名	防災担当	所在地	電話番号
那覇市	防災危機管理課	〒900-0004 那覇市泉崎 1-1-1	098-861-1102
宜野湾市	防災危機管理室	〒901-2203 宜野湾市字野嵩 1-1-1	098-892-3151
石垣市	総務課	〒907-0012 石垣市真栄里 672	0980-87-5533
浦添市	防災危機管理課	〒901-2114 浦添市字安波茶 1-1-1	098-876-1190
名護市	総務課	〒905-0014 名護市字港 1-1-1	0980-53-1212
糸満市	秘書防災課	〒901-0361 糸満市字潮崎町 1-1	098-840-8245
沖縄市	防災課	〒904-0014 沖縄市仲宗根町 26-1	098-939-7773
豊見城市	総務課	〒901-0292 豊見城市宜保 1-1-1	098-850-8165
うるま市	危機管理課	〒904-2215 うるま市みどり町 1-1-1	098-973-6706
宮古島市	防災危機管理課	〒906-0012 宮古島市平良字西里 1140	0980-72-3751
南城市	総務課	〒901-1206 南城市新里 1870	098-917-5378
国頭村	総務課	〒905-1411 国頭村字辺土名 121	0980-41-2101
大宜味村	総務課	〒905-1305 大宜味村字大兼久 157	0980-44-3001
東村	総務財政課	〒905-1292 東村字平良 804	0980-43-2201
今帰仁村	総務課	〒905-0401 今帰仁村字仲宗根 219	0980-56-2101
本部町	総務課	〒905-0211 本部町字東 5	0980-47-2101
恩納村	総務課	〒904-0411 恩納村字恩納 2451	098-966-1200
宜野座村	総務課	〒904-1302 宜野座村字宜野座 296	098-968-5111
金武町	総務課	〒904-1201 金武町字金武 1	098-968-2111
伊江村	総務課	〒905-0502 伊江村字東江前 38	0980-49-2001
読谷村	総務課	〒904-0301 読谷村字座喜味 2901	098-982-9201
嘉手納町	総務課	〒904-0203 嘉手納町字嘉手納 588	098-956-1111
北谷町	基地・安全対策課	〒904-0105 北谷町字桑江 1-1-1	098-982-7753
北中城村	総務課	〒901-2311 北中城村字喜舎場 426-2	098-935-2233
中城村	総務課	〒901-2406 中城村字当間 585-1	098-895-2131
西原町	環境安全課	〒903-0102 西原町字与那城 140-1	098-945-5018
与那原町	生活環境安全課	〒901-1302 与那原町字上与那原 16	098-945-4688
南風原町	総務課	〒901-1111 南風原町字兼城 686	098-889-4415
久米島町	総務課	〒901-3108 久米島町字比嘉 2870	098-985-7121
八重瀬町	総務課	〒901-0401 八重瀬町字東風平 1188	098-998-2200
渡嘉敷村	総務課	〒901-3501 渡嘉敷村字渡嘉敷 183	098-987-2321
座間味村	総務課	〒901-3402 座間味村座間味 109	098-987-2311
粟国村	総務課	〒901-3702 粟国村字東 367	098-988-2016
渡名喜村	総務課	〒901-3601 渡名喜村 1917-3	098-989-2002
南大東村	総務課	〒901-3805 南大東村字南 144-1	09802-2-2001
北大東村	総務課	〒901-3902 北大東村字中野 218	09802-3-4001
伊平屋村	総務課	〒905-0703 伊平屋村字我喜屋 251	0980-46-2001
伊是名村	総務課	〒905-0603 伊是名村字仲田 1203	0980-45-2001
多良間村	総務財政課	〒906-0602 多良間村字仲筋 99-2	0980-79-2619
竹富町	防災危機管理課	〒907-0012 石垣市美崎町 11-1	0980-82-1109
与那国町	総務課	〒907-1801 与那国町字与那国 129	0980-87-2241

資料-4 今帰仁村の現況

(6) 消防本部（局）・消防指令センター

消防本部（局）名（構成）	所 在 地	電話番号
那覇市消防局	〒900-0004 那覇市銘苅 2-3-8	098-867-0119
沖縄市消防本部	〒904-2153 沖縄市美里 5-29-1	098-929-1190
浦添市消防本部	〒901-2102 浦添市前田 2-14-1	098-875-0119
宜野湾市消防本部	〒901-2203 宜野湾市字野嵩 677	098-892-2299
名護市消防本部	〒905-0019 名護市大北 3-31-50	0980-52-1142
うるま市消防本部	〒904-2224 うるま市字大田 44-1	098-973-4838
糸満市消防本部	〒901-0325 糸満市字大里 962	098-992-3661
石垣市消防本部	〒907-0023 石垣市字真栄里 668	0980-82-0119
宮古島市消防本部	〒906-0013 宮古島市平良字下里 1792-6	0980-72-0943
豊見城市消防本部	〒901-0242 豊見城市字高安 339-1	098-850-3097
久米島町消防本部	〒901-3121 久米島町字嘉手苅 970	098-985-3281
本部町・今帰仁村消防組合消防本部 (本部町、今帰仁村)	〒905-0212 本部町字大浜 850-3	0980-47-7119
島尻消防清掃組合消防本部 (八重瀬町、南城市)	〒901-0619 南城市玉城字屋嘉部 194	098-948-2512
東部消防組合消防本部 (与那原町、南風原町、西原町)	〒901-1103 南風原町字与那覇 226	098-945-2200
ニライ消防本部 (読谷村、嘉手納町、北谷町)	〒904-0202 嘉手納町字屋良 1220	098-956-9914
中城北中城消防組合消防本部 (中城村、北中城村)	〒901-2314 北中城村字大城 404	098-935-4748
金武地区消防衛生組合消防本部 (金武町、恩納村、宜野座村)	〒904-1294 金武町字金武 7745	098-968-2020
国頭地区行政事務組合消防本部 (国頭村、大宜味村、東村)	〒905-1411 国頭村字辺土名 1727	0980-41-5100
沖縄県消防指令センター	〒904-0202 嘉手納町字屋良 1220	098-921-8119

(7) 指定公共機関

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
NTT 西日本 沖縄支社	設備部災害対策室	〒901-2133 浦添市城間 4-35-2	098-871-2820
NTT ドコモ九州 沖縄支店	MMビジネス 営業担当部	〒900-0015 那覇市久茂地 1-12-12	098-833-7615
日本銀行 那覇支店	総務課	〒900-0006 那覇市おもろまち 1-2-1	098-869-0136
日本赤十字社 沖縄県支部	事業推進課	〒902-0076 那覇市与儀 1-3-1 複合管理棟 5F	098-835-1180
日本放送協会 沖縄放送局	企画総務	〒900-8535 那覇市おもろまち 2-6-21	098-865-2222
沖縄電力（株）	防災室	〒901-2602 浦添市牧港 5-2-1	098-877-2341
西日本高速道路（株） 九州支社 沖縄高速道路事務所	土木保全事務所 計画・工務課	〒901-2101 浦添市字西原 4-41-1	098-876-3729
日本郵便（株） 沖縄支社	支店長室総務部	〒900-8797 那覇市東町 26-29	098-865-2215

(8) 指定地方公共機関

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
(一社) 沖縄県医師会	事務局	〒901-1105 南風原町字新川 218-9	098-888-0087
(公社) 沖縄県看護協会	事務局	〒901-1103 南風原町字新川 272-17	098-888-3155
(一社) 沖縄県バス協会	事務局	〒900-0021 那覇市泉崎 1-20-1	098-867-2316
琉 球 海 運 (株)	事務局	〒900-0036 那覇市西 1-24-11	098-868-8161
日本トランスオーシャン航空 (株)	路線事業部	〒900-0027 那覇市泉崎 1-20-1 3F	098-857-2112
(一社) 沖縄県高圧ガス保安協会	一	〒901-0152 那覇市小禄 1831-1	098-858-9562
(社) 沖縄県婦人連合会	一	〒902-0066 那覇市大道 172	098-884-5333

(9) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
沖縄県社会福祉協議会	一	〒903-8603 那覇市首里石嶺町 4-373-1	098-887-2000
沖縄県国際交流・人材育成財団	一	〒901-2221 宜野湾市伊佐 4-2-16	098-942-9212
沖縄観光コンベンションビューロー	一	那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター2F	098-859-6123
沖縄県ホテル旅館 生活衛生同業組合	一	〒900-0035 那覇市通堂町 2-1	098-861-4166
沖縄県歯科医師会	一	〒901-2134 南風原町字新川 218-1	098-996-3561
沖縄県薬剤師会	一	〒901-1105 南風原町新川 218-10	098-963-8930
沖縄県獣医師会	一	〒900-0024 那覇市古波藏 1-24-28	098-853-8001
沖縄県建設業協会	一	〒901-2131 浦添市牧港 5-6-8	098-876-5211
沖縄県土地改良事業団体連合会	一	〒901-1112 南風原町本部 453-3	098-888-4522
沖縄県農業協同組合	一	〒900-0025 那覇市壺川 2-9-1	098-831-5555
沖縄県漁業協同組合連合会	一	那覇市前島 3-25-39 沖縄県水産会館 1階	098-860-2600
沖縄県森林組合連合会	一	〒901-1101 南風原町字大名 95-1	098-888-0676
沖縄県商工会連合会	一	那覇市小禄 1831-1 沖縄産業支援センター6F	098-859-6150
那覇商工会議所	一	〒900-0033 那覇市久米 2-2-10	098-868-3758
浦添商工会議所	一	〒901-2567 浦添市勢理客 4-13-1 浦添市産業振興センター	098-877-4606
沖縄商工会議所	一	〒904-0004 沖縄市中央 4-15-20	098-938-8022
宮古島商工会議所	一	宮古島市平良字西里 240-2 琉球ビル 3F	0980-72-2779
沖縄県トラック協会	一	〒900-0001 那覇市港町 2-5-23	098-863-0280
沖縄県ハイヤー・タクシー協会	一	〒900-0021 那覇市泉崎 2-103-4	098-855-1344
沖縄県交通安全協会連合会	一	〒901-0225 豊見城市豊崎 3-57	098-851-7900
沖縄県石油商業組合 沖縄県石油業協同組合	一	〒901-0405 八重瀬町字伊覇 228	098-998-1871

資料-4 今帰仁村の現況

(10) 村内防災関係機関

① 村の連絡先〈各課外線番号〉

各 課	電話番号	FAX	
総務課	0980-56-2101	0980-56-2177	
企画財政課	0980-56-2114	0980-56-2178	
住民課	0980-56-2102	0980-56-5559	
健康づくり推進課	0980-56-4189	0980-56-4270	
福祉・こども課	0980-56-2198	0980-56-4270	
経済課・農業委員会・土地改良区	0980-56-2256	0980-56-2105	
建設課・水道課	0980-56-2255	0980-56-2260	0980-56-4398
議会事務局	0980-56-4397		0980-56-2109
教育委員会	0980-56-2645	0980-56-2647	0980-56-5274
歴史文化センター	0980-56-5767		0980-56-2789
給食センター	0980-56-2106		
港務所	0980-56-2107		

② 村内の医療施設・福祉施設

機 関 名	所 在 地	電話番号
村立今帰仁診療所	字謝名 139	0980-56-3581
おっぱ歯科医院	字謝名 621-1	0980-56-1184
北山歯科医院	字仲宗根 279-4	0980-56-5655
今帰仁村社会福祉協議会	字天底 62	0980-56-4742
乙羽園介護老人福祉施設	字天底 222	0980-56-2086
介護老人保健施設 和光園	字今泊 307	0980-56-5700
北山病院	字今泊 370	0980-56-2339

③ 今帰仁村水道工事指定店

指 定 店	所 在 地	電話番号
(有) 上宏工業	字天底 86	0980-56-2999
(株) 金良建設	字仲宗根 379	0980-56-4704
向陽電気	字諸志 199	0980-56-4765
峰産業	字越地 296	0980-56-5550
嶺志電社	字諸志 215	0980-56-5880
ジェイサービス	字運天 1221	0980-56-5130
丸和産業	字玉城 635	0980-56-3969
あさと電水	字仲宗根 169	090-3794-5232

(4) 電力機関の連絡先

機 関 名	所 在 地	電話番号
沖縄電力株式会社	浦添市牧港 5-2-1	098-877-2341
沖縄電力株式会社名護支店	名護市字名護 4604-2	098-993-6148

(5) 電気通信（電話等）

機 関 名	所 在 地	電話番号
NTT 西日本沖縄支店	浦添市城間 4-35-1	098-870-4163

(6) 区長名簿

令和6年3月31日現在

字 名	氏 名	公民館住所	公民館電話番号
今 泊	上間賢一	今帰仁村字今泊 3116-2	0980-56-4315
兼 次	玉城清一	〃 字兼次 65	0980-56-3773
諸 志	内間理世	〃 字諸志 130	0980-56-3502
与那嶺	島袋艶子	〃 字与那嶺 119	0980-56-4252
仲尾次	与那嶺勉	〃 字仲尾次 1	0980-56-2449
崎 山	上間 悟	〃 字崎山 1	0980-56-4241
平 敷	宇茂佐ミサ子	〃 字平敷 22	0980-56-4695
越 地	仲里綾子	〃 字越地 327	0980-56-3493
謝 名	玉城政隆	〃 字謝名 100	0980-56-4927
仲宗根	島袋 健	〃 字仲宗根 224	0980-56-2320
玉 城	仲松 昇	〃 字玉城 612	0980-56-4906
吳我山	新里幸信	〃 字吳我山 155-2	0980-56-5060
湧 川	山田重実	〃 字湧川 378	0980-56-2925
天 底	上間美昭	〃 字天底 548	0980-56-3996
勢理客	松田守雄	〃 字勢理客 1	0980-56-4283
渡喜仁	謝花喜洋	〃 字渡喜仁 1	0980-56-2218
上運天	座間味晃	〃 字上運天 438	0980-56-4281
運 天	高田智子	〃 字運天 882-1	0980-56-4244
古宇利	玉城 章	〃 字古宇利 323-1	0980-56-4909
区長会長 玉城 章（古宇利区長） 区長会副会長 仲里 綾子（越地区長）			

資料-4 今帰仁村の現況

4-9 今帰仁村の文化財

●国指定文化財

	名 称	種 別	指定年月
1	今帰仁城跡附シイナ城跡	史跡	1972（昭和47）年5月15日
2	諸志御嶽の植物群落	天然記念物	1972（昭和47）年5月15日
3	アマミクヌムイ（アマミクの杜）	名勝	2015（平成27）年10月7日
	今鬼神ノカナヒヤフ（テンチジアマチジ）		
	こはおの御嶽（クバの御嶽）		

※ 今帰仁城跡は2000年12月2日に「琉球王国のグスク及び関連遺産群」として世界遺産リストに登録された。

●国選定重要文化的景観

	名 称	種 別	指定年月
1	今帰仁村今泊のフクギ屋敷林と集落景観	重要文化的景観	2019（令和元）年10月16日

●国選択無形民族文化財

	名 称	種 別	指定年月
1	沖縄北部のウンガミ	風俗習慣	1992（平成4）年2月25日
2	操り獅子	民俗芸能	2004（平成16）年2月6日

●県指定文化財

	名 称	種 別	指定年月
1	今帰仁城跡	名勝	1955（昭和30）年1月25日
		建造物	1962（昭和37）年6月7日
2	あおりやえ按司曲玉	工芸品	1969（昭和44）年8月26日
3	山北今帰仁城監守来歴碑記	古文書	
4	湧川の路次楽	無形民俗文化財	2002（平成14）年1月18日
5	謝名のアヤーチ（操り）獅子	無形民俗文化財	
6	今帰仁村仲原馬場	史跡	1959（昭和34）年6月1日
7	天底のシマチスジノリ	天然記念物	1955（昭和30）年1月25日
8	今泊のコバテイシ	天然記念物	1956（昭和31）年10月19日

●村指定文化財

	名 称	種 別	指定年月
1	百按司墓	建造物	1994（平成 6）年 7 月 1 日
2	大北墓	建造物	1994（平成 6）年 7 月 1 日
3	イチグスク（池城）墓	建造物	1994（平成 6）年 7 月 1 日
4	古宇利トゥーミヤー（遠見台）	建造物	1994（平成 6）年 7 月 1 日
5	仲村源正宛辞令書及び関係資料	古文書	2008（平成 20）年 2 月 15 日
6	新城徳助・徳幸宛辞令書及び関係資料	古文書	2008（平成 20）年 2 月 15 日
7	諸喜田福保宛辞令書及び関係資料	古文書	2008（平成 20）年 2 月 15 日
8	国頭郡今帰仁間切各村全図及び字図	歴史資料	2008（平成 20）年 2 月 15 日
9	今帰仁間切平敷村略図及び平敷村各字図	歴史資料	2008（平成 20）年 2 月 15 日
10	諸志の焚字炉	有形民俗文化財	1993（平成 5）年 8 月 12 日
11	崎山の神ハサギ	有形民俗文化財	2003（平成 15）年 1 月 20 日
12	仲宗根垣畠原のナハキハギ群落	天然記念物	2003（平成 15）年 1 月 20 日
13	今帰仁ノロの祭祀道具一式	工芸品	2014（平成 26）年 3 月 14 日
14	中城ノロの祭祀道具一式	工芸品	2014（平成 26）年 3 月 14 日
15	勢理客ノロの祭祀道具一式	工芸品	2014（平成 26）年 3 月 14 日

資料-5 被害想定調査項目及び手法

【資料-5 被害想定調査項目及び手法】

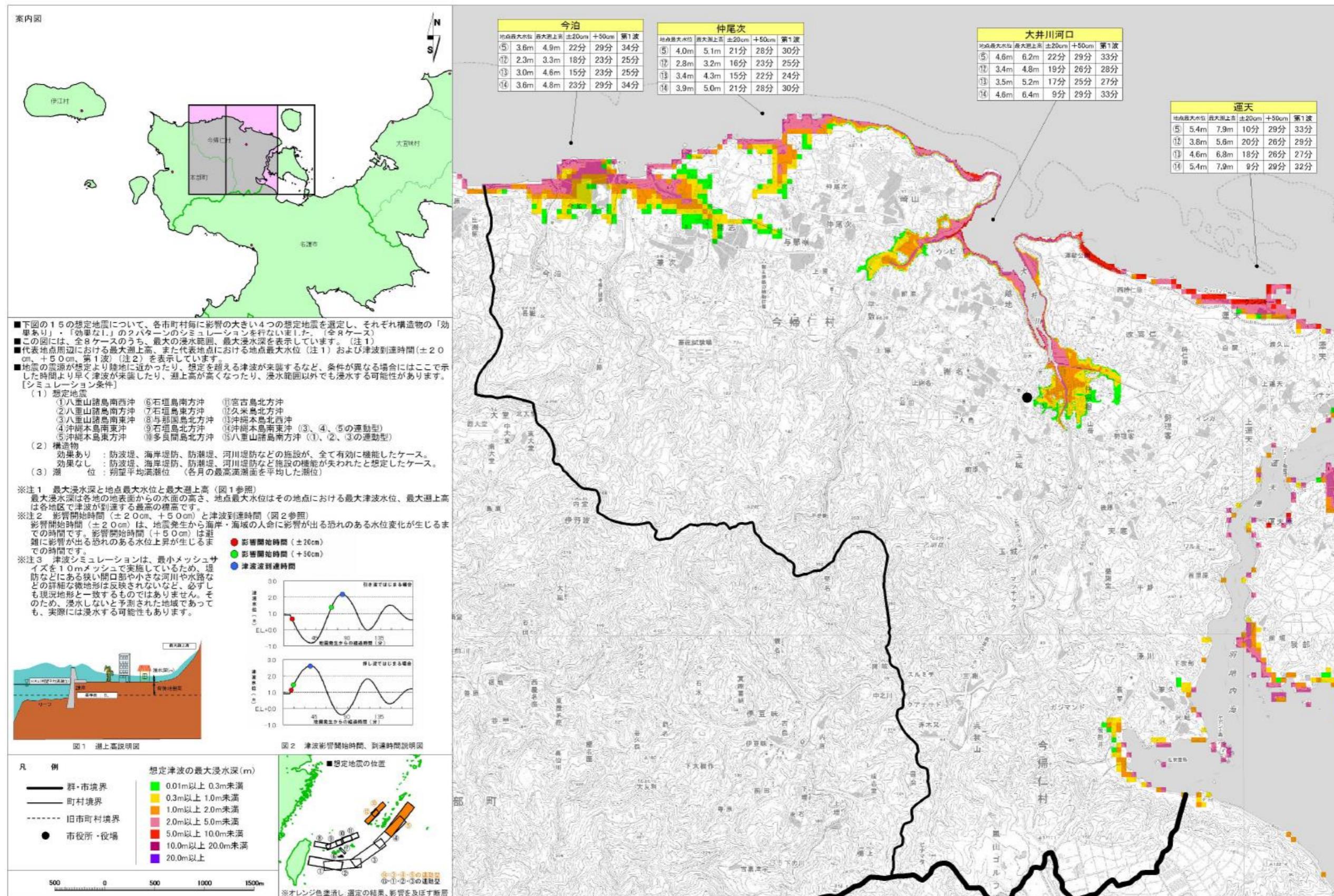
調査項目	被害想定手法	
	想定条件	
建物被害	津波の最大浸水深に対する建物被害程度を設定し、建物全半壊棟数を算出した。 (中央防災会議(2005)の手法を適用)	【木造】(津波) 浸水深2m以上：全壊 浸水深1m以上：半壊 【木造・非木造】(津波・高潮) 浸水深50cm以上：床上浸水 浸水深50cm未満：床下浸水
人的被害	【死者数】(津波) 最大浸水深1m以上のエリア内の滞留人口を津波影響人口とする。これをもとに、逃げ遅れによる死者数を算定する。季節・時間および住民の避難意識の高さの違いによる被害の違いを想定した。(中央防災会議(2005)の手法を適用) 【負傷者数】(津波) 建物被害率との関係より算定した。 (静岡県(2001)の手法を適用) 【浸水域内人口】(高潮) 浸水被害を受ける可能性のある人口を浸水メッシュと人口分布を重ね合わせて算定した。	【季節・時間】(津波) 1) 冬の時間 2) 夏の昼 【避難意識】(津波) 1) 意識高い場合：避難完了時間15分 2) 意識低い場合：避難完了時間30分 【地震の種類】(津波) ○大きな揺れを伴う地震(普通地震) ⇒避難開始：地震発生5分後 ○大きな揺れを伴わない地震(津波地震) ⇒避難開始：地震発生15分後 【負傷者数算定式】(津波) 負傷者数=0.0340×建物被害率(%)/100 ×人口 中等傷者数=0.0822×建物被害率(%)/100 ×人口
交通支障	道路(自動車が通行可能な路線)を対象とした。 50mメッシュごとの浸水深と道路分布を重ね合わせて、浸水域内の道路延長を求めた。また、一部でも浸水域に入る区間については、漂流物や津波再来危険性等により直後の使用が困難と判定し、交差点間を単位として支障延長を算出した。	
ライフライン・危険物施設被害	ライフライン(上水道ポンプ、下水処理施設、発電施設、ガス貯蔵施設、電話交換施設等)および危険物施設(オイルタンク等)を対象とした。 海岸に設置されているライフライン拠点施設や危険施設について、施設位置および浸水域から、浸水危険性のある施設数を算出した。	
防潮ライン・防潮施設被害	【津波の場合】 地震による地盤変動後の構造物の天端高と構造物前面の最大水位(高潮シミュレーション結果(構造物あり))との差より各構造物の天端高の充足度を評価した。 【高潮の場合】 構造物の天端高と構造物前面の最大水位(高潮シミュレーション結果(構造物あり))との差より各構造物の天端高の充足度を判断した。 なお、高潮の場合には、防波堤による波浪低減効果を考慮していないため防波堤の天端高評価については対象外とした。	

出典：沖縄県津波・高潮被害想定調査業務委託(沖縄本島沿岸域)報告書(概要版)P72

(平成19年3月 沖縄県土木建築部海岸防災課)

【資料-6 津波浸水予測図】

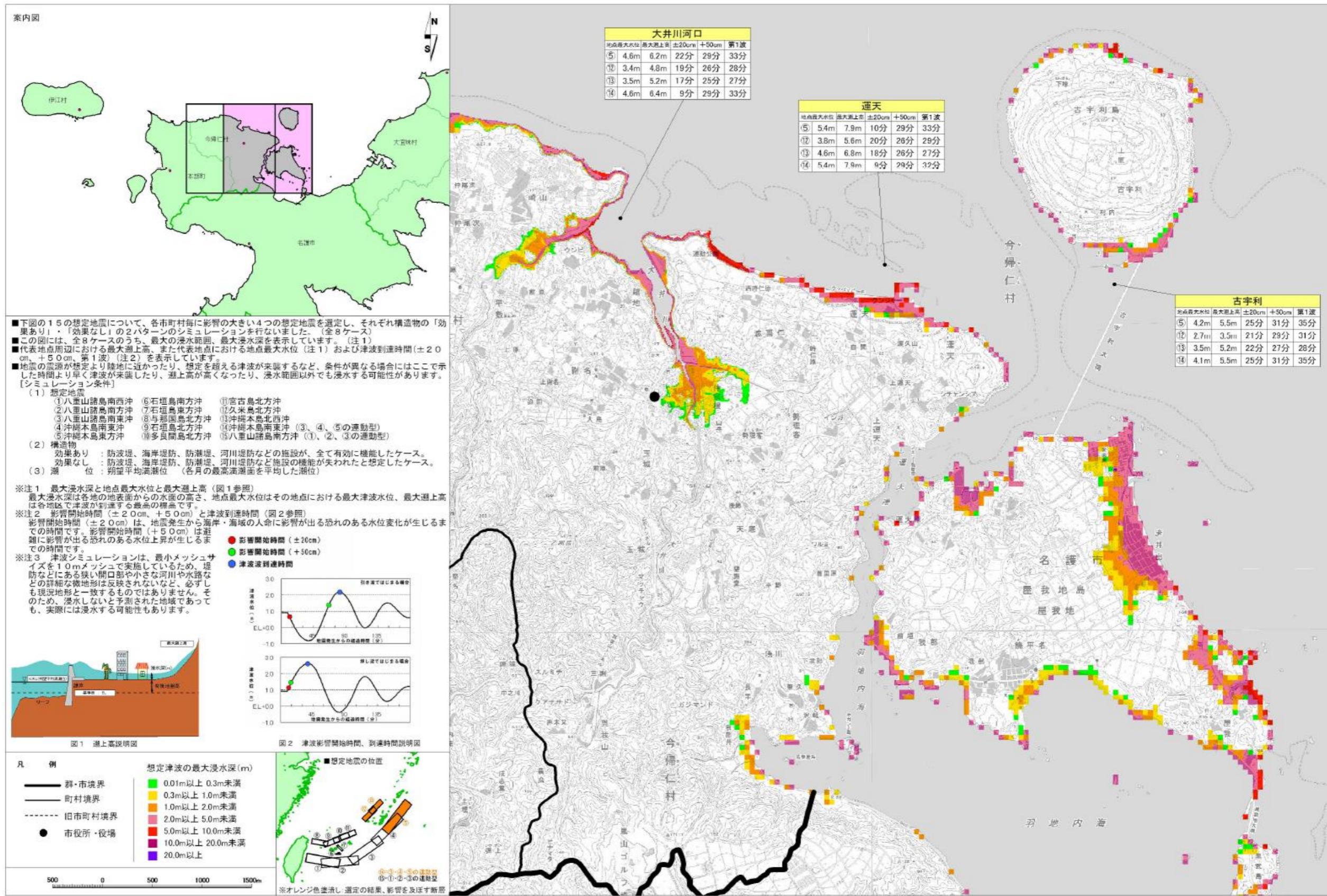
津波浸水予測図-今帰仁村 1/2



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)、数値地図50000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平24情復、第651号)」

出典：沖縄県津波被害想定調査（平成25年3月）沖縄県土木建築部海岸防災課

津波浸水予測図-今帰仁村 2/2



出典：沖縄県津波被害想定調査（平成25年3月）沖縄県土木建築部海岸防災課